

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理

① 絶滅危惧種の生息・生育地の調査等に基づく「しまねレッドデータブック」の改訂

(1) 事業目的

しまねの豊かな自然環境や多様な野生動植物を守る基礎資料として、「しまねレッドデータブック」

※1を発行しており、特に絶滅の危険性の高いものを中心に生息・生育地の調査等を実施します。

(2) 取組状況

平成8年度に「しまねレッドデータブック」を発行し、概ね10年を目処に改訂を行っており、平成24年度に「改訂しまねレッドデータブック2013 植物編」（掲載種数394種）、平成25年度に「改訂しまねレッドデータブック2014 動物編」（掲載種数550種）を発行しました。（資料編：表1）

令和4年度からは、次期改訂に向けて改訂委員会を設置し専門家と連携を図りながら現地調査や文献調査等により希少野生動植物の生息情報等の収集を行います。

(3) 参考情報

しまねレッドデータブック

<http://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/rdb/rdb2/>

《用語解説》

※1 レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生生物を選定し、それぞれの種の絶滅危険度を評価したカテゴリー分けを行い、生態や分布、保全状況、影響を与えている要因等の情報を記載した図書のこと。

国際自然保護連合（IUCN）、環境省、都道府県等が発行したものがある。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理

② 指定希少野生動植物（条例に基づき県が指定）の追加指定と計画的な保護管理の推進

(1) 事業目的

県内に生息・生育する希少野生動植物の保護を図り、生物の多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承します。

(2) 取組状況

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、特に保護を図る必要のある「指定希少野生動植物」を5種指定しています。（資料編：表1）

これらは保護管理計画を定め、モニタリングや保護増殖などの保護管理事業を実施することとしています。

また、地元団体や専門家等を「希少野生動植物保護巡視員」に認定し、生息生育環境の巡視活動及び普及啓発を行っています。

特にミナミアカヒレタビラについては、生息環境の変化から生息数の減少が見られたため、平成26年度に保護対策協議会を設置し、地元団体や専門家等と連携し、保護管理事業を実施しています。

また、地元保護団体と小学校が連携した保護活動や環境教育も行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理

- ③ 希少野生動植物保護巡視員（条例に基づき地元団体及び専門家等を認定）との協働による保護管理

(1) 事業目的

県内に生息・生育する希少野生動植物について、地元の民間団体や専門家等と連携し地域一体となった保護管理を実施します。

(2) 取組状況

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、希少動植物の生息や生息地等の状況を巡視する団体及び個人を、希少野生動植物保護巡視団体または希少野生動植物保護巡視員として巡視団体12団体、巡視員8人を認定しています。

希少動植物の生息における地域特性をよく知る巡視員等の活動報告により、希少動植物にとって的確な保護管理が実施できる体制整備を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理

④ 侵略的外来種による被害拡大の防止（関係機関や団体と連携した実態把握や対策の実施など）

(1) 事業目的

海外から持ち込まれた外来種は、繁殖力が強く在来生物の生育場所を奪うなど生物多様性に悪影響を与えるものがあり、これらの被害を防止する取組が必要です。

特に特定外来生物に関する普及啓発をすすめ、外来種被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」の徹底を図ります。あわせて種毎に効果的な駆除対策を提示し、自治体や住民主体の駆除対策を支援します。

(2) 取組状況

① 関係機関や団体と連携した実態把握【自然環境課、港湾空港課】

平成27年度に初めて県内で発見されたセアカゴケグモは、その後、毎年港湾施設などでの発見があり、市町村や施設管理者と連携しながら必要に応じて県民へ注意喚起するなど被害を防止する取組を進めています。

また、ヒアリ対策として令和2年度より境港水際・防災連絡会議及び浜田港・三隅港・西郷港水際・防災対策連絡会議の構成員として、環境省や各港湾管理者との情報共有に努めています。

② 関係機関や団体と連携した外来種駆除対策【自然環境課、河川課、農林水産総務課鳥獣対策室】

生態系被害防止外来種リスト※1に掲載されている緊急対策外来種のミシシippアカミミガメについて、市民団体が行う駆除対策を支援するほか、「汽水の堀川魅力アップ協議会」の構成員と共に水辺の生態系に悪影響を及ぼすブルーギルやオオクチバスなどの生態状況調査や自然観察のイベントなどを行っています。

その他、道路や河川で繁殖している特定外来生物のオオキンケイギクやナガエツルノゲイトウなどについて様々な広報媒体を用いて注意喚起を行います。

また、農林作物等に加害のあるアライグマ、ヌートリアについては積極的な捕獲を支援し、特に県西部を中心に分布が拡大しているアライグマについては目撃、被害等の情報収集、分布状況把握に努めています。

(3) 参考情報

生態系被害防止外来種リスト

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>

《用語解説》

※1 生態系被害防止外来種リスト

海外から持ち込まれ、生態系への被害が見込まれる外来種について、日本における侵略性を評価し、リスト化したもののこと。環境省作成。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課 港湾空港課 河川課 農林水産総務課鳥獣対策室	0852-22-6377

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理

- ⑤ 鳥獣保護管理事業計画や第一種特定鳥獣保護計画や第二種特定鳥獣管理計画に基づく、野生鳥獣の保護と農林作物等の被害防止対策との適切な調整

(1) 事業目的

野生鳥獣による農林作物等の被害を防止しながら、野生鳥獣の保護管理を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」※1に基づき策定した第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年度～令和8年度）および、絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」※2に基づいて鳥獣行政を推進していくもので、その主要事項は次のとおりです。

- ① 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、キジ、ヤマドリ）、鉛散弾規制区域の指定整備に関する事項
- ② 有害鳥獣の捕獲に関する事項
- ③ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ④ 鳥獣保護事業の啓発及び実施体制の整備に関する事項
- ⑤ 絶滅のおそれのある種の保存に関する事項

(2) 取組状況

令和3年度に実施した主な事業は次のとおりです。

- ① 令和3年度末現在の鳥獣保護区等の指定状況は資料編：表1のとおりで、鳥獣保護区の新規指定はありませんでした。
- ② 愛鳥週間（5月10～16日）行事の一環として、小・中・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象とした愛鳥週間ポスター図案の募集（応募校36校、応募数442点）、その入賞者の表彰と作品の展示や野鳥観察会（松江市内、出雲市内）を実施し愛鳥思想の普及啓発に努めました。
- ③ 水鳥の保護対策の基礎資料とするため、ガンカモ類の生息調査を実施しており、主要地域（中海・能義平野・宍道湖・神西湖・神戸川・蟠竜湖・高津川）での調査を令和4年1月16日に、その他地域県内全域を令和4年1月9日から23日の期間に実施しました。（資料編：表2）
- ④ 傷病野生鳥獣の救護対策として、傷病野生鳥獣救護ドクターの6名により鳥類9件の傷病鳥獣の治療を実施しました。
- ⑤ 本県では出雲北山山地をニホンジカ捕獲禁止区域に指定し狩猟を禁止していますが、頻繁な出没や農林作物被害が深刻なことから、個体数調整と生息環境整備を重点的に進めました。併せて生息頭数調査（区画法調査・ライトセンサス調査）を実施し、より正確な頭数把握に努めました。
- ⑥ 西中国山地に生息するツキノワグマは、第一種特定鳥獣保護計画に基づき対策を講じてきています。しかし近年、人家周辺に出没したり、農林作物畜産等への被害を発生させる状況にある

ため、鳥獣専門指導員5名を配置し、出没時の対応や被害対策を講じるなど、適切な保護管理に努めました。

- ⑦ 野生鳥獣による農作物被害対策として、防護柵等の設置及び有害鳥獣捕獲を推進し、その軽減及び防止に努めました。

《用語解説》

※1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

鳥獣の保護管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護管理と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律。

※2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全することを目的とした法律。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農林水産総務課鳥獣対策室	0852-22-5160

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理

⑥ 県民・事業者等と連携した、失われつつある自然環境の再生や修復

(1) 事業目的

県内各地で自然環境保全活動を実施している県民・事業者等と連携し、希少野生動植物の自然環境の再生や修復を行います。

(2) 取組状況

① 自然公園の魅力アップ事業

イズモコバイモ、ユウスゲ、ハマナス※1やオオサンショウウオ※2などの希少野生種の保護活動を行っている団体からの提案による簡易な施設整備事業を実施し、個々の希少種の生育環境の再生を行っています。

《用語解説》

※1 イズモコバイモ、ユウスゲ、ハマナス

「しまねレッドデータブック」で絶滅危惧Ⅰ類と分類している希少野生種

※2 オオサンショウウオ

国天然記念物、「しまねレッドデータブック」で絶滅危惧Ⅱ類と分類している希少野生種

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-5347

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理

- ⑦ 三瓶自然館サヒメルや宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスの機能の充実（希少生物の標本や情報の収集など）

(1) 事業目的

自然公園などのフィールドや自然体験学習の拠点施設を活用して、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な利用などについて学ぶ機会を提供します。

(2) 取組状況

① 自然系博物館の機能の充実

三瓶自然館サヒメル、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスなどの自然体験学習の拠点施設や自然公園などのフィールドを活用して、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や自然資源の持続可能な利用などについて学ぶ機会を提供しました。

三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の管理運営にあたっては、それぞれ、公益財団法人しまね自然と環境財団、公益財団法人ホシザキグリーン財団、公益財団法人しまね海洋館を指定管理者とし、自然教育の場として利用の促進を図るとともに自然環境に関する調査研究や環境教育に努めました。

また、三瓶自然館、しまね海洋館、宍道湖自然館では、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した入館者の回復・拡大を図るため、展示機能の充実や施設改修など、施設の魅力アップ・充実を図りました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課 しまね暮らし推進課 水産課	0852-22-6517

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(1) 野生動植物の積極的な保護と適切な管理

⑧ 地球温暖化に伴う生態系への影響の回避・軽減 [第3章-4参照]

(1) 事業目的

専門家と共に野生動植物の生息・生育の実態把握を行い、生息状況の変化を確認しています。確認した生育状況の変化をもとに、地球温暖化に伴う生態系への影響を周知し、県民へ地球温暖化対策への意識醸成を図ります。

(2) 取組状況

カワラハンミョウ、ヒメバイカモ※1などの希少野生動植物の調査を実施し、生育状況の把握をおこなっています。

自然観察会等における生物多様性の保全に関する普及啓発を行っています。

《用語解説》

※1 カワラハンミョウ、ヒメバイカモ

「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」によ指定し、県、県民等が協働して保護を行う種

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-5347

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(2) 優れた自然の保全

① 地元の保護育成会等との協働による、自然環境保全地域の適切な保全

(1) 事業目的

「島根県自然環境保全条例」に基づき、学術的価値の高い優れた自然の存する6地域を島根県自然環境保全地域※1（資料編：表1）に指定しており、地元の保護団体等の協力を得ながら、巡視や草刈りなどの保全活動を実施します。

(2) 取組状況

飯南町の赤名湿地性植物群落においては、自然遷移による乾陸化が進み、湿地性植物の衰退が懸念されていることから、例年6月頃に地元ボランティア等の協力を得ながらヨシやノイバラなどの除草作業を実施し、自然再生に取り組んでいます。ただし、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

また、国立公園三瓶山北の原にある「姫逃池」においても自然再生に取り組んでおり、水位の回復とカキツバタ自生地（県指定天然記念物）の生育環境の改善を図っています。カキツバタの周辺に他の植物の繁茂が目立つようになっており、特に近年は外来種のセイヨウスイレンが急速に勢力を拡大していることから、例年6月に地元を中心としたボランティアの協力を得て、除草作業と外来種の駆除などを行っています。ただし、令和3年度は悪天候のため中止となりました。

《用語解説》

※1 自然環境保全地域

ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域やすぐれた自然環境を維持している地域であって、自然環境保全法及び県自然環境保全条例に基づき指定された地域のこと。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(2) 優れた自然の保全

② 自然公園における行為等に係る許認可の適正な運用

(1) 事業目的

自然公園法及び自然公園条例では、それぞれの優れた自然風景を保護するため、景観を損なう可能性のある一定の行為を禁止・制限しています。

ただし、地域住民の利便性を確保するため、事前に許可を得て一定の行為を行うことができることとされており、適正な運用を図ります。

(2) 取組状況

県内には国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園が11箇所あります。自然公園法及び自然公園条例では、それぞれの優れた自然風景を保護するために、特別保護地区、特別地域、普通地域等を指定し、景観を損なう可能性のある一定の行為を禁止・制限しています。

特別地域等で一定の行為を行うにあたっては、事前に国立公園区域内では環境大臣、国定公園・県立自然公園区域内では知事や市町長に許可を得る必要があります。また、普通地域では一定の行為の実施前に届出の提出が必要です。

令和3年度は国定公園及び県立自然公園で50件の許可処分を行いました。(資料編：表1)

また、4月1日から6月30日を「野生動植物違法採取防止強化期間」として設定し、例年、島根県自然保護レンジャーなどのボランティアの協力を得ながら、自然公園等のパトロールを強化し、違法採取の防止及び適正な利用を呼びかけています。

(3) 参考情報

しまねの自然公園

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/shizen/shimane/shimane_kouen/

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6377

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(2) 優れた自然の保全

③ 天然記念物を県民の貴重な財産として保護（オオサンショウウオ及びその生息地など）

(1) 事業目的

天然記念物オオサンショウウオの個体の保全及び生息環境の維持のため、文化財保護法の適切な運用に取り組んでいます。

(2) 取組状況

令和3年度は、オオサンショウウオの一時捕獲・移動や生態調査等の現状変更許可申請20件について指導・助言などを行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 文化財課	0852-22-5880

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(2) 優れた自然の保全

- ④ 「みんなで守る郷土の自然」等選定地域などの地域住民と連携した、法規制外の貴重な動植物や優れた自然の保全

(1) 事業目的

規模は大きくないものの、貴重で身近な自然を、「みんなで守る郷土の自然」選定地域等に選定し、地域住民と連携して保護・活用に取り組みます。

(2) 取組状況

昭和62年度から身近な自然環境の中に点在している貴重な自然や地域のシンボルとして守られている自然を「みんなで守る郷土の自然」として、現在51箇所を選定しています。(資料編：表1)

居住地及びその周辺で身近な自然が残されており、昆虫や野鳥等の小動物や植物の観察など自然に親しむことに適した歩道等を「みんなでつくる身近な自然観察路」として44箇所を選定し、自発的な活動を支援しています。(資料編：表2)

このほか、地域住民自らが守り育て活用している身近な森や林を「みんなで親しむふるさとの杜」として2箇所を選定しています。(資料編：表3)

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(2) 優れた自然の保全

⑤ 自然保護意識の普及啓発（マスメディアを活用した広報など）

(1) 事業目的

自然環境の適正な保全と利用を推進するため、広報紙やホームページ等により自然保護意識の普及啓発に取り組むとともに、生物多様性の重要性や自然保護思想の普及啓発を行います。

(2) 取組状況

自然保護意識の普及啓発の一環として、広報紙「しまねの自然」で生物多様性や各地で行われる自然観察会の様子を紹介するほか、県内で長年にわたり自然保護活動を行った個人や団体の表彰を行いました。

また、ホームページでは、月替わりで特徴的な昆虫や植物、鳥類などを紹介しています。

令和2年度に続き令和3年度も「しまねの自然お宝MAP」を更新し、生物多様性の理解促進を図りました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6377

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(3) 環境に配慮した工事の推進

① 貴重な野生動植物等の保全（希少野生動植物の生息・生育情報等の提供及び指導）

(1) 事業目的

島根県の希少野生動植物の保護のため、「しまねレッドデータブック」掲載種を中心とした調査の実施や情報の集積を実施しています。

また、それら集積した情報を用い、開発事業者に対して、希少な野生動植物に関する情報提供と保護に関する指導を実施しています。

(2) 取組状況

① 調査と情報収集

野生動植物の生息生育実態をはじめとするモニタリングや自然環境調査や、既存データの収集整理を行っています。

② 環境に配慮した工事の推進

調査結果と収集した情報については、データベース化を行い地図情報として整理し、各種の開発協議や大規模工事等における各種事業計画の照会に対し、貴重な野生動植物の生息情報の提供と自然環境への配慮に関する助言を行うなど、環境に配慮した工事の推進に活用しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

1. 生物多様性の保全

(3) 環境に配慮した工事の推進

② 公共工事における自然環境への配慮（島根県公共事業環境配慮指針の適切な運用）

(1) 事業目的

調査・計画段階での環境への配慮を述べた「島根県公共事業環境配慮指針」を平成15年4月に策定し、県が行う公共事業について環境保全に関する取り組みを強化するものです。

(2) 取組状況

本指針に基づき、県が行う公共事業について積極的な環境配慮が図られるよう周知を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの増進

① 自然公園の適正な管理と活用

(1) 事業目的

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するものであるとともに、自然とのふれあいの場としても活用される場所です。

本県では、2016年7月に大山隠岐国立公園が環境省の国立公園満喫プロジェクトに選定され、現在、県内4地域の国立公園とその周辺地域において、国内外からの来訪者を増加させる取組を行っています。サイクリングやトレッキング、シーカヤックなど豊かな自然を活用した体験メニューを造成し、県内の自然公園等の魅力をさらに向上させ、また、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう受入環境の整備を図ります。(資料編：表1)

また、自然環境の保全や自然生態系の再生を図ることを目的に自然公園施設の整備や維持補修を行うとともに、こうした自然公園施設が持続的に活用されるよう管理を行います。

(2) 取組状況

令和3年の自然公園の利用者数は、大山隠岐国立公園が約661万人、国定公園が約4万人、県立自然公園が約187万人でした。(資料編：表2、3)

自然公園等を訪れる利用者のための施設(自然歩道、駐車場及び公衆トイレ等)の整備を、国、県及び市町村が連携を取りながら進めており、令和3年度においては、自然歩道等の再整備を行うとともに、転落防止柵や路面・標識等の維持補修、並びに、倒木処理や修景伐採を行いました。

自然公園内の県有施設の管理についても、市町村に管理を委託し、連携して安全・安心な利用環境の管理を図りました。

また、自然公園の中でも特に風致維持・景観保護を必要とする地域に対しては、所管の市町村に自然公園美化清掃交付金を交付し、美化清掃の推進を図りました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6172

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの増進

② 三瓶自然館サヒメルや宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスの適切な整備・運営

(1) 事業目的

三瓶自然館サヒメルや、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスなどの自然体験学習の拠点施設を整備し、自然とのふれあいを推進します。

(2) 取組状況

① 三瓶自然館サヒメル【自然環境課】

令和3年度の入館者数は、対前年比161.7%、129,902人でした。新型コロナウイルス感染症の影響により減少した入館者の回復・拡大を図るため、ビジュアルドーム（プラネタリウム上映施設）の改修を行いました。また、企画展及びその内容をより深く理解するための関連イベントや、季節毎の自然観察会、体験イベントを開催しました。

② 宍道湖自然館ゴビウス【水産課】

令和3年度の入館者数は、対前年比131.0%、97,622人でした。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館、イベント中止の影響を受け、入館者数は前年度に引き続き令和元年度以前を下回りましたが、水辺の生き物に対する興味関心や学習意欲の高揚を図る「体験学習型水族館」として、特別展、季節毎のトピック展示、定例自然観察会、団体向けプログラム、学校等への講師派遣を実施し、自然学習の場を広く提供しました。

③ しまね海洋館アクアス【しまね暮らし推進課】

令和3年度の入館者数は、対前年比121.4%、254,454人でした。新型コロナウイルス感染症の影響により減少した入館者の回復・拡大を図るため、プロジェクションマッピングの導入やクラゲ水槽の新設を行いました。また、水生生物を間近で見ることのできる場を創出し、自然学習の機会を広く県民等に提供する施設として、特別企画展、季節毎の水槽展示、学校等の教育活動の受入（来館）、磯や川での生物観察における講師派遣等を実施しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6517
水産課	
しまね暮らし推進課	

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの増進

③ 自然観察会の開催など、自然とのふれあいの場を提供する取組への支援

(1) 事業目的

自然観察会等を通して自然とのふれあいの機会を提供し、自然の仕組みを理解することにより保全意識の向上を図ります。

(2) 取組状況

令和2年度および令和3年度にかけて、県内の県内51箇所の自然公園等で利用者が安全・安心・快適に自然に触れる事ができるように施設設備等の整備を実施しました。

また、令和3年度には、県民が自然に触れる機会を創出し、自然を理解することで保全意識が向上を目的に3回の自然観察会や自然の仕組み・魅力を伝える自然観察指導員の養成講座を実施しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

(1) 自然とのふれあいの増進

④ 自然保護活動を通じた人づくり [第5章-1参照]

(1) 事業目的

環境に関心を持つことが、自らの住む地域への愛着にもつながるため、表彰制度を通じて団体や個人の活動を紹介し、子どもの頃から環境問題への関心を持てるようにします。

(2) 取組状況

県内で多年にわたり自然環境保護活動を行っている団体や個人を対象に知事感謝状を贈呈しています。

令和3年度はみどりの月間（4月15日～5月14日）に、自然環境の保全に関して顕著な功績のあった1個人に対し、環境大臣表彰を行いました。

その他、自然公園指導員を対象にした自然公園指導員局長表彰のほか、自然歩道関係功労者局長表彰、地域環境保全の推進のため多年にわたり顕著な功績のあった団体・個人を対象にした地域環境保全功労者環境大臣表彰、自然保護及び環境保全に功績のあった団体・個人に対して島根県各種功労者表彰などを行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6377

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

(2) 自然環境の地域資源としての活用

- ① 島根の豊かな自然環境を活用したエコツアーや、都市住民との交流を図る「しまね田舎ツーリズム」の推進

(1) 事業目的

「しまね田舎ツーリズム」により、都市の住民の方々に、農山漁村の生活の体験や民家等での民泊を通じて、島根県の自然、風土、歴史、文化等に触れていただくとともに、地域の住民との交流を楽しんでいただく機会を提供しています。

(2) 取組状況

令和3年度の「しまね田舎ツーリズム」の実績は、登録施設数が144施設で、受入人数は5,056名でした。

また、受入人数の内訳は、宿泊体験が1,962名、調理体験が1,340名、宿泊・調理体験が473名、調理体験以外の日帰り体験が1,281名でした。

(3) 参考情報

しまね田舎ツーリズムポータルサイト おいでよ！しまね

<https://www.oideyo-shimane.jp/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
しまね暮らし推進課	0852-22-5687

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

(2) 自然環境の地域資源としての活用

② 隠岐ユネスコ世界ジオパークや、島根半島・宍道湖中海ジオパークの情報発信や受入体制の整備等による交流の推進

(1) 事業目的

隠岐ユネスコ世界ジオパークや島根半島・宍道湖中海ジオパークなど、国内外にも価値を認められた貴重な地質遺産を活用し、地域の活性化につなげます。

(2) 取組状況

一般社団法人隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会や地元町村等と連携して、アンバサダー育成事業やメディアツアーなどの実施による情報発信の強化や、県有施設の維持補修工事など、地域への啓発向上や受入体制の整備などに取り組んでいます。

また、隠岐ジオゲートウェイや海士町複合型宿泊施設「Entô」などの拠点・中核施設の整備支援により来島者の満足度向上を図りました。

《用語解説》

※1 ジオパーク

地球や大地を意味する「ジオ」と公園を意味する「パーク」を合わせた造語で、優れた価値を持つ地質遺産だけでなく、歴史や文化、生態系などを含む総合的な公園のこと。

※2 ユネスコ世界ジオパークと日本ジオパーク

ユネスコ世界ジオパークは、世界ジオパークネットワーク及びユネスコの審査を経て認定された地域であり、令和4年4月時点で、46か国、177地域が認定されています。日本国内では、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隠岐、阿蘇、アポイ岳、伊豆半島の9地域が認定されています。

日本ジオパークは、日本ジオパーク委員会が認定する国内版のジオパークです。令和4年4月時点で、上記9地域の他、南アルプス、恐竜渓谷ふくい勝山、白滝、伊豆大島、霧島、盤梯山、下仁田、白山手取川、秩父、男鹿半島・大潟、箱根、佐渡、銚子、八峰白神、四国西予、ゆざわ、三陸、おおいた姫島、おおいた豊後大野、三笠、桜島・錦江湾、とちぎ鹿追、南紀熊野、立山黒部、苗場山麓、Mine秋吉台、三島村・鬼界カルデラ、栗駒山麓、下北、筑波山地域、浅間山北麓、鳥海山・飛島、島根半島・宍道湖中海、萩、土佐清水、十勝岳、五島列島（下五島エリア）の37地域、計46地域が認定されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-5724

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

(2) 自然環境の地域資源としての活用

③ ラムサール条約湿地の宍道湖・中海における、保全と活用を両立した「賢明な利用」の推進

(1) 事業目的

平成17年11月、宍道湖と中海はラムサール条約※1湿地として登録されました。この条約の3つの柱である、「保全再生」、「賢明な利用」及び「交流・学習」を推進し、貴重な地域資源を活用した地域振興を進めます。

(2) 取組状況

令和3年度に実施した主な取組は次のとおりです。

① 中海・宍道湖一斉清掃

鳥取・島根両県、沿岸市、住民等が協働し、毎年「中海・宍道湖一斉清掃」を環境月間である6月13日に実施しました。

【参加者数：908人】

② 子どもラムサール交流会

両湖を保全再生し、賢明に利用する取組を次世代に引継ぐため、両湖の周辺で活動する子どもたちと他の登録湿地で活動する子どもたちとの学習交流を鳥取県と共同で例年実施していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止しました。

③ 大型水鳥普及啓発

冬季の宍道湖に生息、飛来する水鳥や水辺に関心をもってもらうため「水鳥観察会」を令和3年11月から12月にかけて宍道湖周辺の観察スポットで実施しました。

【参加者数：54人】

④ 宍道湖・中海の魅力展

両湖の魅力あふれるおでかけスポットと、両湖の恵みを次世代に引継ぐための取組を紹介するパネルの移動展示を13箇所で開催しました。

《用語解説》

※1 ラムサール条約

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971年（昭和46年）に採択、1975年（昭和50年）に発効し、日本は1980年（昭和55年）に加入。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

① 適切な森林経営管理の推進と、担い手となる林業就業者の確保・育成

(1) 事業目的

健全な林業経営に必要な原木生産を進めていくうえで必要な林業就業者の確保・育成を推進し、循環型林業の実現によって産業発展及び環境保全の両立を目指します。

(2) 取組状況

農林大学校（林業科）の機能強化や高校生への林業教育の充実、県内だけでなく県外の若者を対象とした勧誘活動の強化などにより、新規林業就業者数の確保を推進しています。

また、林業事業者が自ら行う労働条件・就労環境の改善などを促進する「島根林業魅力向上プログラム」の充実と、林業就業者の意欲喚起や昇給・昇任等のキャリアアップの指標となる「しまね林業士制度」の推進により新規就業者の育成と定着率を向上させる取組を進めています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課	0852-22-5104

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

⑩ 貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制など、海岸環境の保全

(1) 事業目的

平成11年に海岸法が改正され、海岸法の目的に「海岸環境の整備・保全」が位置づけられました。また、平成15年3月に策定(令和3年3月第4回改定)した島根沿岸・隠岐沿岸 海岸保全基本計画において、環境面からの基本方針として(1)郷土色豊かな海岸環境の保全(2)優れた海岸景観との調和(3)環境保全への適切な対応(4)保全活動の支援を記載し、海岸環境の整備・保全のために適切に対応することとしております。

(2) 取組状況

本県では、海岸環境の適切な保全のため、必要に応じ、貴重な生物の生息・生育地への車の乗り入れ規制の実施や、環境に悪影響を及ぼす恐れのある油等の漂着物への対処など、適切に対応することとしています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 河川課	0852-22-5647

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

① 海岸漂着物対策の推進 [第4章-3参照]

(1) 事業目的

- ① 海岸管理者や市町村と連携し、海岸漂着物を速やかにかつ円滑に処理します。★
- ② 海岸漂着ごみの由来などを学習することで、発生抑制につなげます。★

(2) 取組状況

- ① 海岸管理者や市町村と連携し、国内外から漂着しているごみの回収をボランティア、業者委託等により実施しています。令和3年度は海岸を保有している10市町村で実施し、プラスチック類や流木など合計762tの海岸漂着ごみを回収・処理しました。★
- ② 海岸漂着ごみの発生抑制事業として、小学生を対象に海岸漂着ごみの調査をおこない、海岸漂着ごみの由来を学習するなどの普及啓発活動を実施しました。その他に海岸漂着ごみの組成調査を実施しました。★

★は、第4章-第3節-(4)-①②と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6739

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

② 循環型林業の定着・拡大による、森林資源を活かした産業振興と環境保全の推進

(1) 事業目的

森林から生産される木材は、人にやさしく再生可能な資源であり、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」※1な資源です。また、森林は適正な維持管理を行うことで、水源かん養※2や土砂流出防備等国土の保全機能など多面的な機能を維持・発揮しています。そのため、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の定着・拡大を進めることで、産業振興と環境保全の推進を図ります。

(2) 取組状況

県では、令和2年4月に策定された「島根県農林水産基本計画」（令和2～6年度）において、循環型林業の定着・拡大のため、林業のコスト低減、原木が高値で取引される環境整備、林業就業者の確保対策に取り組んでいます。

特に、森林所有者等が行う植栽、下刈り、間伐などの費用負担の軽減や、林道・林業専用道・森林作業道などの路網整備により環境保全につながる森林整備を進めています。

《用語解説》

※1 カーボンニュートラル

木材や農産物などは、炭素同化作用があり、光合成の過程で空気中の二酸化炭素を固定します。林地残材や農業廃棄物をエネルギーとして利用する時、燃焼などにより二酸化炭素が排出されますが、植林や農作業により再び大気中の二酸化炭素は吸収されます。このように、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことをいいます。

※2 水源かん養

樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図るなどの森林が有している機能のことです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課 森林整備課	0852-22-5168

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

③ 「県民参加の森づくり」など、多様な主体との協働した森林保全の推進

(1) 事業目的

企業、県民等による森林保全活動を促進し、森林の持つ多面的機能の発揮につなげます。

① しまね企業参加の森づくり制度【森林整備課】★

県と市町村、森林組合が連携して、企業と森林所有者との調整役となり、企業等の主体的な森林保全活動を支援します。

② 県民参加の森づくり事業【林業課】★

県民自らが企画・立案した自主的な森づくり活動や県産木材の利用促進活動、森林環境学習等を支援します。

(2) 取組状況

① しまね企業参加の森づくり制度（資料編：表1）★

令和3年度 活動団体：10団体

整備森林：96ha

② 県民参加の森づくり事業（資料編：表2）★

令和3年度県民参加の森づくり事業

県民参加者数：12,783人

(3) 参考情報

しまね企業参加の森づくり制度については、平成22年度に創設した「島根CO2吸収認証制度」と連動させ森林整備活動の実績をCO2吸収量として認証します。

★は、第3章—第3節—(2)—①と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課 林業課	0852-22-6541

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

④ 島根CO2吸収認証制度など、森林保全におけるCSR（社会貢献）活動の推進

(1) 事業目的

企業・団体等が自ら森林整備を实践又は必要な資金援助を行った植栽や間伐などの活動に対し、活動実績に応じたCO2吸収量の認証を行うことにより、企業等のCSR活動を推進します。

(2) 取組状況

- ① 令和3年度（資料編：表1）
認証件数11件（11企業・団体）
認証量 417t-CO2/年

(3) 参考情報

各企業・団体が実施した森林整備活動の実績から1年間のCO2吸収量を算定し、認証します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課	0852-22-6541

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

⑤ 有機農業を始めとする様々な環境にやさしい農業の推進

(1) 事業目的

食に対するニーズが多様化する中で、環境保全に配慮した有機農業の取り組みに支えられた有機食品の需要は着実に広がっており、今後もさらなる伸びが見込まれています。

島根県は、耕地面積に占める有機農業（有機JAS認証※1）の割合が全国上位で、本県農産物のブランディングの柱の一つとして有機農業の拡大を進めています。

(2) 取組状況

① 需要に対応した有機農産物の産地づくり

販売事業者とのマッチングや物流改善、新たに有機農業に取り組む農業者の確保など、需要に対応した有機農産物の産地づくりを推進し、有機農業の拡大に取り組んでいます。

② 有機JAS認証の取得促進

農産物に「有機」の表示ができ、消費者の信頼度を向上させる有機JAS認証の取得拡大に向け、取得経費の助成や認証アドバイザーの設置、栽培実証の設置などに取り組んでいます。

有機JAS認証面積 令和2年：176ha → 令和3年：190ha

有機JAS認証事業者数 令和2年：57 → 令和3年：63

《用語解説》

※1 有機JAS認証

「化学合成農薬や化学肥料を使用しない」、「遺伝子組換え技術を使用しない」など、有機JAS（有機農産物の日本農林規格）に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者のみが有機JASマークを使用し、農産物などに「有機」、「オーガニック」等の表示をすることができる制度。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 産地支援課	0852-22-6477

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

⑥ 草原環境の維持管理や耕作放棄地発生防止のための取組の支援（草刈り、放牧、火入れなど）

(1) 事業目的

肉用牛の生産基盤の拡大を図るため、隠岐地域を中心に低コスト生産が可能な放牧を推進することで、草原環境の維持管理や耕作放棄地発生防止を図ります。

また、自然環境の保全や自然生態系の再生を図ることを目的に自然公園施設の整備や維持補修を行うとともに、こうした自然公園施設が持続的に活用されるよう管理を行っています。

(2) 取組状況

①放牧の推進

畜産公共事業や県単事業等を活用して隠岐地域や大田地域の公共牧野等を整備し放牧頭数が増加しました。

②自然公園施設の管理

自然公園内の園地等の施設について、市町村に管理を委託し、連携して安全な利用環境の確保及び自然環境の保全を目的とした管理（草刈り・清掃・パトロール等）を図りました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農畜産課	0852-22-5133
自然環境課	0852-22-6172

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

③ 水産資源の持続的利用に向けた、科学的な知見に基づく資源管理の推進や藻場の保全

(1) 事業目的

本県は、日本海、汽水湖である宍道湖・中海や江の川・高津川といった多様で豊かな水域が存在しています。また、そこは良好な漁場でもあり、様々な漁業が営まれ、年間を通して良質な魚介類の供給源となっています。

漁場となる海や湖・河川の環境を維持・保全することは、水産物を持続的に利用するうえで極めて重要であるため、水質や水生生物のモニタリング※1などを行うことで、漁場環境の保全対策を推進しています。

(2) 取組状況

① 宍道湖・中海に関する調査

宍道湖・中海において、調査点を定め、水質・水生生物を継続調査しています。また宍道湖については湖底に発生する貧酸素水塊※2の動態に関する定期調査結果を県のホームページ上で公開することにより情報提供を行っています。

② 赤潮・貝毒発生に関する漁場環境モニタリング

近年、日本海では有害赤潮※3の発生が確認されており、漁業被害が生じています。そのため、赤潮が発生しやすい時期に発生状況や海洋環境のモニタリングを実施しています。

また、イワガキ等の二枚貝類は、貝毒※4を引き起こす可能性があるため、出雲・石見・隠岐海域において定期的に検査を実施し、貝類の毒化状況の監視に努めています。

(3) 参考情報

① 宍道湖・中海水質情報

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/kawa_mizuumi/suisitu/suisitu.html

② 赤潮情報

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/akashio/jouhou.html

③ 貝毒検査の結果

https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/suisan/shinkou/gyosei_info/kaidoku/latest_result.html

《用語解説》

※1 モニタリング

水質や生物等の状況を監視・調査すること。

※2 貧酸素水塊

水中の溶存酸素濃度が極めて低い水塊。汽水湖では塩分躍層の存在により上層からの溶存酸素の供給が絶たれやすいため、下層に滞留した高塩分水が貧酸素水塊となりやすいことが知られています。

※3 赤潮

赤潮とは、植物プランクトン等の微生物が海中で異常繁殖し、海水が変色する現象のことを言います。中でも、魚介類に悪影響を与えるものは有害赤潮と呼ばれ、全国的にも漁業に甚大な被害を引き起こしています。

※4 貝毒

主に二枚貝が有毒プランクトンを餌として食べることで体内に毒素を蓄積させ、これを食べた人が中毒症状を起こす現象のことを言います。症状により麻痺性貝毒、下痢性貝毒等に分けられます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 沿岸漁業振興課	0852-22-6013

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(1) 森・里・川・海の保全

- ⑨ 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出する「多自然川づくり」の推進

(1) 事業目的

平成9年に河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられました。また、平成18年には、1. 河川全体の自然の営みを視野に入れ、2. 地域の暮らしや歴史・文化と結びつきのある、3. 河川管理全般を見据えた多自然川づくりという3つの事項を踏まえた提言「多自然川づくりへの展開」を基に「多自然川づくり基本指針」が定められ、「多自然川づくり」が全ての河川における川づくりの基本となりました。

(2) 取組状況

本県では、個別箇所の局所的な視点ではなく河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために河川管理を行う「多自然川づくり」を推進しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 河川課	0852-22-5647

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(2) 地域資源としての活用

① 棚田地域の保全活動や、棚田オーナー制度など、交流活動の促進

(1) 事業目的

農業生産の場として長い歴史を経て形成・維持されてきた棚田地域は、国土の保全や水源かん養など様々な公益的機能を有しており、下流域の都市住民の生命・財産を守る重要な役割を果たすとともに、農山村の原風景を保持するなどの多面的な機能を発揮しています。

この棚田地域の保全や利活用を促進する地域活動の支援を行っています。

(2) 取組状況

① 中山間ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

棚田保全への県民参加を促すとともに、保全や利活用のため活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な活動を支援します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農村整備課	0852-22-5151

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(2) 地域資源としての活用

② 外来種の駆除や休耕田を活用したビオトープづくりの促進など、生物多様性の確保

(1) 事業目的

森・里・川・海の保全と活用により、多面的機能を発揮させ、生物多様性の確保を推進します。

(2) 取組状況

外来種対策普及啓発・駆除事業

- ①大山隠岐国立公園三瓶地区内の姫逃池に繁茂するセイヨウスイレン対策として、地元自然保護団体と共に駆除方法の調査検討及び駆除活動に取り組むなど、外来種の駆除と普及啓発を委託して自然環境の保全と県民への普及啓発を図っています。
- ②侵略的外来種の被害と生物多様性へ与える影響について、リーフレット等の作成により、県民の問題意識の向上を図ります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6377

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(2) 地域資源としての活用

③ 市民農園や漁業体験施設の整備、滞在型余暇活動の推進など、都市と農山漁村の交流の促進

(1) 事業目的

「しまね田舎ツーリズム」の体験参加者の増加を目指し、魅力的な体験プログラムを造成や、情報発信を実施しています。

(2) 取組状況

① 令和3年度実績

モニターツアーを以下のとおり実施しました。

(1) ワークेशन

・家族連れ : 12月26日～12月28日

・社会人グループ向け : 3月19日～3月21日、3月25日～3月27日

(2) 女子旅 : 3月17日～3月19日、3月19日～3月21日

合計3プログラムを実施し、島根県外から5組10人がモニター参加しました。

(3) 参考情報

しまね田舎ツーリズムポータルサイト おいでよ!しまね

<https://www.oideyo-shimane.jp/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
しまね暮らし推進課	0852-22-6157

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(2) 地域資源としての活用

④ 森・里・川・海での環境学習や自然体験などの促進

(1) 事業目的

森林や農地、河川、湖沼、海岸などで行う環境学習や自然体験などを実施することにより、自然環境を大切にすることを高めながら、人や地域の交流・体験の場として活用します。

(2) 取組状況

① 自然公園の魅力アップ事業【自然環境課】

自然保護活動や自然観察会などに取り組む団体に対して、簡易な環境整備等を委託し、今後の活動の促進を図っています。

② 生物多様性自然観察会事業【自然環境課】

地域の特性を活かした自然観察会を地域の団体へ委託して開催することにより、環境学習や自然体験などの促進を図ります。

③ みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査【環境政策課】★

宍道湖・中海の水質に関する理解を深め、水質浄化活動の推進を図るため、小中学生を対象とした宍道湖・中海の流入河川調査を行っており、44団体、1,674名の児童・生徒が参加しました。

(3) 参考情報

みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/ryunyukasen/

★は、第5章－第1節－(1)－④の「(2)取組の状況」②と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課 環境政策課	0852-22-5347

令和4年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

3. 森・里・川・海の保全と活用

(3) 良好な景観の保全と創造

- ① 市町村による良好な景観形成のための計画づくりの支援
- ② 住民団体やNPO、企業等による景観づくり活動の支援
- ③ 魅力ある景観の普及啓発や観光施策と連携した情報発信
- ④ 大規模行為の届出（一定の規模を超える建築物等の設置や開発行為に係る届出）に対する指導等の適正な運用

(1) 事業目的

地域の特性が生かされた魅力ある景観の保全と創造を図り、誇りと愛着の持てる県土の実現に資することが目的です。

わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り、育てることにより、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創るため平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、大規模な建造物の建設や開発行為などについて、適切な景観づくりを誘導しています。

なお、平成16年12月に「景観法」※1が施行されたことを受けて、県では、市町村によるよりきめ細かな景観づくりの推進を図ることとしています。

(2) 取組状況

① ふるさと島根の景観づくり事業費補助金

地域を主体とした魅力ある景観づくりを促進するために、島根県景観づくり基金（約5.0億円）により、住民や事業者が各種協定に基づき行う景観形成活動や、市町村等が行う景観向上のための自主的かつ積極的な活動を支援しています。

令和3年度は、市町村等の景観づくり経費補助が1件ありました。

② 築地松景観保全整備事業

出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観をつくり出している築地松を後世に伝え残すため、築地松景観保全対策推進協議会が行う築地松の保全整備活動を支援しています。

令和3年度末現在で、特定86件、一般69件、合計155件の築地松景観保全住民協定を認定しています。

③ 景観アドバイザー制度

住民等の景観づくりを支援するために、令和3年度は「景観アドバイザー派遣」※2を4件行いました。

④ しまね景観賞

優れた景観を形成している建物などを表彰することにより、県民の景観に対する意識高揚を図るため、「第29回しまね景観賞」を実施しました。

令和3年度は、102通の応募があり、「まち・みどり・活動」など5部門で8件の表彰を行いました。

- ⑤ 景観に影響を与える建築物、工作物の設置や開発行為について、事前に届出を求め、良好な景観形成のためにその行為の形態、意匠、緑化等について必要な指導・助言を行っています。
令和3年度は、大規模行為の届出が170件ありました。

《用語解説》

※1. 景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる日本で初めての景観についての総合的な法律。

※2. 景観アドバイザー

市町村等によるまちづくりなどに関連する地域づくりの際に、県が景観に関する助言を行うことを認定した人のこと。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 都市計画課	0855-22-6773

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(1) 水環境の監視、調査の推進

① 河川、湖沼、海域等の公共用水域のモニタリング・調査研究及び情報発信

(1) 事業目的

① 公共用水域の水質

公共用水域及び地下水の水質の常時監視は、水質汚濁防止法第15条に基づく都道府県知事の責務であり、水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけることを目的としています。

② 海水浴場遊泳適否調査

島根県では、県下の水浴場の水質等の現状を把握し、快適で安全な遊泳環境の確保を図るため、水浴場の水質調査を県独自に実施し、衛生上の見地から利用の適否を判定しています。

③ その他水質関係調査

環境省が定めている「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」に基づき、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬等の事態把握に努めています。

(2) 取組状況

① 公共用水域の水質

ア 環境基準の類型指定状況

環境基本法※1は、水質の汚濁に係る環境上の条件について人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持することが望ましい基準を定めることとしています。

人の健康の保護に関する環境基準※2は、全公共用水域を対象に全国一律に定められていますが、生活環境の保全に関する環境基準は、水域ごとにその利用目的や今後のあるべき姿を勘案して類型指定を行うこととなっています。

本県における令和3年度末現在の類型指定状況は、13河川(21水域)、3湖沼(3水域)、10海域(10水域)、合計34水域です。(資料編：表1)

イ 健康項目 ※3

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)カドミウム等27項目について、11河川、3湖沼、10海域の全59地点で測定したところ、すべての地点で環境基準を達成していました。

ウ 生活環境項目 ※4

県内の89河川、3湖沼、10海域において、水質汚濁の程度を表す生物化学的酸素要求量(BOD)※5又は化学的酸素要求量(COD)※6、全窒素(TN)、全りん(TP)等、生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)について測定しました。このうち環境基準の類型をあてはめている(13河川21水域)、3湖沼(3水域)及び10海域(10水域)における環境基準の達成状況は以下のとおりです。

○河川

有機汚濁の代表的な水質指標であるBODの環境基準の達成状況をみると、21水域中18水域で達成しており、達成率は約86%（令和2年度は約81%）となっています。（資料編：表2）

また、類型が未指定の中小76河川（122地点）のうち、BODを測定している106地点について、参考までに環境基準と比較すると、A類型以上（BOD 2mg/l 以下）の水質の地点が75地点（約71%）を占めました。

○湖沼

中海、宍道湖及び神西湖の3湖沼（3水域）における、有機汚濁の代表的な水質指標であるCODや、TN、TPの環境基準の達成状況をみると、中海、宍道湖は、いずれの項目も環境基準を達成しませんでした。また、神西湖は、TNが環境基準を達成しましたが、COD及びTPは達成しませんでした（資料編：表3）。中海及び宍道湖では湖沼水質保全特別措置法 ※7に基づく湖沼水質保全計画に基づき、水質目標を定め、総合的に対策を進めています。神西湖についても水環境保全指針に基づき対策を進めています。

○海域

有機汚濁の代表的な水質指標であるCODの環境基準の達成状況をみると、10水域中10水域で環境基準を達成しており、達成率は100%（令和元2年度は100%）となっています。（資料編：表4）

エ その他の項目

環境基準項目以外の要監視項目について、5河川、1湖沼で測定しましたが、指針値を超えたものはありませんでした。

② 海水浴場遊泳適否調査

遊泳期間前に16海水浴場でCOD、ふん便性大腸菌群数等7項目の水質調査を実施した結果、環境省が示す水浴場水質判定基準（5区分）によると、15海水浴場において「水質AA」、1海水浴場で「水質A」でした。

③ その他水質関係調査

ゴルフ場農薬等モニタリング調査は必要に応じて実施することとしており、令和3年度は調査を実施しておりません。

(3) 参考情報

① 島根県HP（公共用水域・地下水水質調査）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/chousa/>

② 島根県HP（海水浴場調査結果）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/kaisuiyoku/>

《用語解説》

※1 環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

※2 環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のこと。現在、大気汚染、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染、ダイオキシン類による大気汚染・水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が定められています。

※3 健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目。環境中の濃度については、「人の健康の保護に関する環境基準」が設けられており、すべての公共用水域に適用される。カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB等27項目が定められています。また、要監視項目としてクロロホルム等27項目が設定されています。

※4 生活環境項目

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値を定めています。

※5 生物化学的酸素要求量 (BOD)

生物化学的酸素要求量のこと。河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質が微生物により無機化されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が大きいほど汚染が進んでいることを示します。

※6 化学的酸素要求量 (COD)

化学的酸素要求量のこと。湖沼や海域における水中の有機物による汚濁の程度を示す代表的な指標。有機物等の量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が大きいほど有機物が多いことを示します。

※7 湖沼水質保全特別措置法

湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁防止法に基づく諸対策のみでは環境基準の達成が難しいことから、湖沼の水質保全を総合的に推進するために制定された法律。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(1) 水環境の監視、調査の推進

② 油の流出など、水質事故発生時の迅速な対応

(1) 事業目的

河川等の公共用水域で油流出等の水質事故が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、各関係機関と緊密に連携し、迅速な対応を行うこととしております。

(2) 取組状況

令和3年度は52件の水質事故が発生しました。

河川環境および住民の生活環境の保全のため、油流出等の水質事故があった場合には、迅速に対処することとしています。

(3) 参考情報

河川課ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/kasen/jiko/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 河川課	0852-22-5528

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(2) 生活排水対策の推進

① 公共下水道、浄化槽等の汚水処理施設の整備・更新の推進

(1) 事業目的

下水道は、快適でゆとりと潤いのある生活環境の創出に加えて、河川や湖沼など公共用水域における水質保全を図る上から、また、高齢化、少子化の進む本県にとって定住を図るためにも、必要不可欠な社会基盤施設です。

下水道の整備によって、都市は勿論のこと農山漁村においても、快適な生活と良好な環境の享受を可能にすることは、国民が健康で快適な生活を営んでいくためのいわゆるナショナルミニマムと認識されています。

本県の汚水処理人口普及率は全国に比べて大変遅れており、下水道の整備が強く望まれています。

平成30年度に策定した「島根県生活排水処理ビジョン（第5次構想）」では、令和8年度末の普及率の目標を87%とし、事業主体である市町村とより一層連携を密にして下水道の整備に努めているところです。令和3年度末現在の普及率は資料編：表1のとおりであり、82.6%となっています。

(2) 取組状況

① 流域下水道【下水道推進課】

流域下水道とは、市町村が管理する下水道により排除される下水を受けて、処理するために原則として都道府県が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するものをいいます。

島根県では、松江市・安来市を対象とした宍道湖流域下水道東部処理区について昭和49年度から事業着手し、昭和56年4月に松江市の一部で供用を開始し、昭和63年4月に安来市で供用を開始しました。また、平成6年4月から宍道湖・中海の水質浄化のため、窒素及びリンを除去する高度処理をおこなっています。

また、松江市（旧宍道町）・出雲市を対象とした宍道湖流域下水道西部処理区については、昭和55年度から事業着手し、平成元年1月に松江市の一部で供用を開始し、平成3年4月に松江市（旧宍道町）で供用を開始しました。

② 公共下水道【下水道推進課】

公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し又は処理するために、市町村等が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものです。

また、公共下水道のうち市街化区域以外の区域において設置されるもので、自然公園法第2条に規定されている自然公園の区域内の水域の水質を保全するために施行されるもの、又は公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域において施行されるもの、及び処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な区域において施行されるものを特定環境保全公共下水道としています。

島根県では、令和3年度末までに公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業が8市9

町で実施され、供用が図られています。

③ 農業集落排水施設【農村整備課】

農業集落排水施設とは、農業用排水の水質保全や農村の生活環境の改善等を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水や汚泥を処理する施設であり、処理対象人口が概ね1,000人以下で事業実施しています。

事業実施により処理水は農業用水として、又汚泥は農地への循環利用が可能となり循環型社会の形成に寄与しています。

島根県では、昭和56年度に着手して以来、令和3年度までに、16市町（旧44市町村）148地区（153処理区）において事業を実施しています。

④ 漁業集落排水施設【水産課】

漁業集落排水とは、漁業集落における生活環境の改善、漁港周辺水域の環境保全を図るため、生活雑排水、し尿を併せて処理する施設の整備又は供用中の施設の適切な維持管理を行うために必要な長寿命化対策を行い、水産業及び漁村の発展に資することを目的としています。

現在までに県内の51地区で供用されており、令和3年度は、1地区で新規の施設整備を実施しています。また、漁業集落排水施設は令和2年度までに全ての地区について長寿命化計画（個別施設計画含む）を策定しています。この計画に基づき計画的に施設・設備の改築・更新を進めていきます。

⑤ 浄化槽【下水道推進課】

近年、下水道と同等の処理能力を持つ浄化槽が開発され、住宅の散在する中山間地域の多い本県においては、今後の生活排水対策の柱として期待されています。

浄化槽の設置に対しては国の補助制度に合わせ、県でも全県の市町村を対象に公共浄化槽の整備に対して補助（生活排水処理普及促進交付金）することにより普及を図っています。

事業による整備実績は資料編：表2のとおりであり、令和3年度末現在で個人設置型浄化槽が22,253基、市町村設置型浄化槽が10,559基となっています。

(3) 参考情報

島根県生活排水処理ビジョン（第5次構想）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/jyoge/gesui/yakuwari/ouyouhen/seikatsuvision5.html>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 下水道推進課 農村整備課 水産課	0852-22-5214

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(2) 生活排水対策の推進

② 住民や事業者等が自ら水環境保全活動に取り組むための情報提供

(1) 事業目的

事業者、住民、民間団体による自発的な水環境保全活動の促進に資するため、水環境保全に関する情報を収集し、各主体への適切な情報提供に努めます。

(2) 取組状況

① しまね出前講座【環境政策課・下水道推進課】

「しまね出前講座」※1の「宍道湖・中海の水環境を考える」や「下水道ってなに」により、宍道湖・中海流域の小中学生などに、生活排水が環境に与える影響や汚水処理施設の仕組み等を説明し、身近な河川や湖の水環境をよくするため、自分達にできることについて考えてもらいました。

② パネルや流入河川調査表彰団体の取組の移動展示【環境政策課】

みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査の優秀団体の取組や、両湖の恵みを次世代に引継ぐため自分達にできる水質保全対策の取組を紹介するパネルの移動展示を13箇所で開催しました。

③ 流出水対策地区の地域活動促進【環境政策課】

「流出水対策地区」の3協議会に学校・地域等での環境学習・イベント等で活用していただくためのチラシや資料を提供し、3協議会の活動を県のホームページで紹介しました。

《用語解説》

※1 「しまね出前講座」

県民の要望に応じて県職員や市町村職員等が出向いて話や意見交換を行うもの

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 下水道推進課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(3) 事業活動等に伴う水質保全対策の推進

① 工場・事業場排水の監視・指導

(1) 事業目的

水質汚濁防止法では、水質汚濁により被害を生ずる恐れのある汚水又は廃液を排出する施設として「特定施設」を定め、さらに湖沼水質保全特別措置法でも「みなし指定地域特定施設」を定めています。

これらの特定施設を設置しようとする工場・事業場等には、事前の届出が義務付けられているとともに、特定施設の設定後は「特定事業場」として排水基準が適用されます。

(2) 取組状況

① 上乗せ排水基準等

水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づいて、特定事業場から公共用水域に排出される水については、全国一律の排水基準（一律基準）が定められていますが、都道府県は当該区域に属する公共用水域のうち、その自然的・社会的条件から判断して、一律基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められる区域については、条例でこの基準より厳しい排水基準（上乗せ基準）を設定し得るものとされています（第3条第3項）。

また、一律基準項目以外の項目あるいは特定事業場以外の工場・事業場等について、条例で規制することを認めています（第29条）。

これらの規定に基づいて、本県では「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」及び「島根県公害防止条例」、松江市域では、「松江市公害防止条例」により、独自の排水規制を実施しています。

② 立入検査状況

令和3年度は、特定事業場等に対して延べ141件の立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を監視しました。その結果、延べ10事業場が排水基準に違反しており、違反率は7.1%でした。（資料編：表1）

これらの排水基準違反事業場に対しては、文書等により行政指導を行っており、今後とも排水処理施設整備の促進及び維持管理の徹底などを指導します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

- (3) 事業活動等に伴う水質保全対策の推進
 - ② 農薬に関する適正使用、適正管理の推進

(1) 事業目的

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理を推進し、農業生産の安定、県民の健康保護及び生活環境の保全を図ります。

(2) 取組状況

① 農薬危害防止運動の実施

6月から8月を農薬危害防止運動実施期間とし、農業者等に適正な農薬の使用及び保管について周知しました。

② 立入検査の実施

農薬の販売者や使用者など46カ所において立入検査を実施し、農薬の安全かつ適正な販売や使用のための情報提供や指導を行いました。

③ 農薬の適正管理・使用推進研修の実施

農薬使用者や販売者等を対象に、県内4カ所で農薬の使用や保管にあたって遵守すべき事項等を学んでいただく研修を実施しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農畜産課	0852-22-5112

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(4) 宍道湖・中海の水質保全対策の推進 [宍道湖・中海湖沼水質保全計画参照]

- ① 流入する汚濁負荷を削減する取組の推進
- ② モニタリングの充実と調査研究の蓄積による効果的な対策の検討

(1) 事業目的

宍道湖及び中海は、湖沼水質保全特別措置法に基づき、湖沼の水質保全に関する方針と保全のために必要な施策に関する内容を内容とする計画を策定することとされており、令和元年度に第7期計画を策定し各種施策を推進しています。(資料編：表1)

(2) 取組状況

① 生活排水処理施設の整備

湖沼の水質保全を図る上で、生活排水等による汚濁負荷の流入量を削減することは極めて重要です。このため、湖沼水質保全計画も下水道等の生活排水処理施設について、事業内容別に目標事業量を定めて整備を推進しました。

令和元年度末の整備状況は、資料編：表2のとおりで、目標事業量の達成に向けて着実に進捗しています。なお、公共下水道や農業集落排水施設等について、整備済地域における人口の自然減少等のため、全処理人口の令和5年目標は平成30年現況よりも減少しています。

② 流出水対策地区の地域活動促進

市街地や農地から降雨により流れ出る汚れの削減に重点的に取り組む「流出水対策地区」を2地区指定し、体制づくりや活動の支援を行っています。

③ 汽水湖における水質汚濁のメカニズムの解明に向け、平成22年度から専門家によるワーキンググループを設置して、課題整理やデータ収集・調査を行っています。

(3) 参考情報

① 宍道湖及び中海に係る第7期湖沼水質保全計画ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/kosyou_suishitu_hozen_keikaku/dai_7_kosyou_keikaku/

② 汽水湖汚濁メカニズム解明調査ワーキンググループホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/suisitukenkyu/me kanizumu-WG/mekanizumu_wg.html

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(6) 地下水汚染対策の推進

① 地下水調査による汚染状況の把握

(1) 事業目的

公共用水域及び地下水の水質の常時監視は、水質汚濁防止法第15条に基づく 都道府県知事の責務であり、水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけることを目的としています。

(2) 取組状況

令和3年度は、7市町7地点で概況調査を行ったところ、すべての地点で環境基準を達成していました。

(3) 参考情報

島根県HP（公共用水域・地下水水質調査）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/mizu/chousa/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(6) 地下水汚染対策の推進

② 地下水汚染の未然防止のための事業場監視・指導

(1) 事業目的

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行（平成24年6月1日）に伴い、有害物質※1による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

(2) 取組状況

県では、有害物質を使用・貯蔵等する事業場等に対して立入検査を実施し、各種基準の遵守状況等を監視しています。令和3年度は、延べ21（2）件の立入検査を実施した結果、排水基準違反はありませんでした。※（ ）は松江市実施分

なお、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する点検の実施・点検記録の保存、排水に係る自主測定の実施・測定結果の保存等については、文書等により行政指導を行っており、今後も該当事業場における各種基準の遵守状況等を監視し、施設の適正な維持管理について指導を継続します。

《用語解説》

※ 有害物質

規制対象となる有害物質は、水質汚濁防止法施行令第2条に規定されるカドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の全28項目（平成25年6月現在）です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(7) 土壌汚染対策の推進

- ① 土壌汚染の未然防止及び汚染土壌の拡散防止に向けた監視・指導
- ② 汚染土壌の改善対策の指導

(1) 事業目的

- ① 土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする土壌汚染対策法※1が平成15年2月に施行され、平成22年4月からは改正土壌汚染対策法が施行されています。

改正法では、①特定有害物質を製造、使用または処理する施設の使用が廃止された場合、②土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合に加えて、③有害物質使用特定施設が設置されている工場等の敷地で900㎡以上、3,000㎡以上の土地の形質変更時であって土壌汚染のおそれがある場合にも、土地の所有者等に土壌汚染の調査を行わせることとしています。この土壌汚染の調査の結果、土壌中に基準を超える特定有害物質が検出された土地については、都道府県知事は規制対象区域として指定することになりますが、改正法では、自主調査で土壌汚染が判明した場合の規制対象区域への指定についても制度化されています。区域指定を行った場合には、公示するとともに、規制対象区域の台帳を作成し、閲覧に供することとなっています。

- ② 「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」※2に基づく農用地土壌汚染対策地域に指定されていた津和野町笹ヶ谷地域は、平成27年1月9日に指定を解除しました。これで、県内の同対策地域の指定は、全て解除されましたが、津和野町笹ヶ谷地域では、土壌汚染防止対策実施以降の特定有害物質による汚染の状況を調査し、継続して監視しています。

(2) 取組状況

- ① 令和3年度における指定状況は資料編：表1のとおりです。

また、土壌汚染の未然防止対策として、土壌への有害物質の排出を規制するため、水質汚濁防止法※3に基づき工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止措置等を講じています。

- ② 令和3年度に講じた施策

津和野町笹ヶ谷地域の2カ所の調査ほ場で、土壌、農作物及び農業用水のヒ素及びカドミウムの調査を実施しましたが、いずれも基準値を上回るヒ素及びカドミウムは検出されませんでした。

《用語解説》

※1 土壌汚染対策法

土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。

※2 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

農用地のカドミウム等による土壌汚染防止及び対策についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物の生育が阻害されることを防止することが目的とした法律。鉱山の廃水等に由来した重金属類による農用地汚染等が原因と考えられる健康被害（イタイイタイ病）や作物の生育阻害が大きな問題となったことから制定されました。

※3 水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図るため、事業場からの排水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等が盛り込まれている法律。また、同法においては、閉鎖性水域に対して、汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が導入されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 農畜産課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

1. 水環境等の保全と対策

(7) 土壌汚染対策の推進

③ 休廃止鉱山鉱害対策の実施（周辺水質調査）

(1) 事業目的

県内に所在する休廃止鉱山の鉱害対策を総合的かつ効果的に推進するため、昭和49年3月に農林水産部、土木部、環境保健部及び商工労働部の4部11課（その後の組織改変により部課名変更）で構成する休廃止鉱山鉱害対策プロジェクトチーム（昭和48年6月設置の「笹ヶ谷鉱山鉱害対策プロジェクトチーム」を改組）を編成し、山元対策、住民の健康対策、農用地の土壌汚染防止対策等を実施しています。

(2) 取組状況

① 山元対策

ア 鉱害防止工事

笹ヶ谷鉱山地区（昭和48年度～昭和58年度）、宝満山鉱山地区（昭和50年度～昭和56年度）、清久鉱山（昭和57年度～昭和60年度）において、風雨などで重金属が流溶出し再汚染することのないよう、鉱滓等の堆積物を原位置付近で封鎖し、鉱滓等の流出を防止する工事等を実施しており、計画した山元対策は全て終了しています。（資料編：表1）

イ 鉱害防止施設修繕工事等

笹ヶ谷鉱山地区において、鉱害防止のために設置されている施設に損傷が発生した場合等に、国（経済産業省）または県の補助事業として県または津和野町により修繕工事が実施されています。（資料編：表2）

② 休廃止鉱山周辺環境調査

主な休廃止鉱山について、砒素等有害物質による周辺環境の汚染状況を継続的に監視するため、令和3年度も引き続き水質の調査を実施しました。

笹ヶ谷鉱山（津和野町）

- 実施主体：島根県
- 調査地点：水質8地点
- 分析項目：水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）、銅（Cu）、亜鉛（Zn）、鉛（Pb）、カドミウム（Cd）、砒素（As）
- 調査結果：令和3年度は年2回の調査を実施しました。全8地点・7項目について、過去10年間（平成23年度から令和2年度。以下同様）の測定値と比較して概ね変動の範囲内であり、特段の変化は認められませんでした。（資料編：表3）

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(1) 大気環境の監視、調査の推進

① 大気汚染のモニタリング・調査研究及び情報発信（光化学オキシダント、PM_{2.5}など）

(1) 事業目的

① 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における常時監視

大気汚染防止法※1第22条第1項に基づく測定を一般環境大気測定局8局と自動車の排ガスによる沿道付近の大気汚染の状況を自動車排出ガス測定局※2において実施しています。

測定データはテレメータシステムにより集中管理し、大気汚染状況の常時監視を行っています。

② 有害大気汚染物質の状況

長期間の暴露によって健康影響が懸念される有害大気汚染物質※3のモニタリング調査を実施しています。

③ 大気中フッ素化合物の状況

大気中に排出されたフッ素化合物による蚕児被害や農林作物被害が、昭和47年頃から県内の3地域（安来市、江津市、益田市）において顕在化しました。県では、昭和49年以降、大気中フッ素化合物の調査を実施するとともに、昭和51年、当面の被害防止を目的として、県条例における規制基準の設定と規制地域の指定を行い、発生源に対する規制対策を行ってきました。その後の調査結果を踏まえ、規制基準及び規制地域の改正を行いました。また、これまで県条例に基づくばい煙特定施設におけるフッ素化合物の排出基準遵守状況を監視するため、継続的な大気中フッ素化合物の調査を行っていましたが、令和2年10月の江津市内での調査を最後に、県内における調査は休止となっています。

(2) 取組状況

令和3年度における測定結果は以下のとおりです。

（令和3年度に測定を行った測定局、測定項目及び測定結果の詳細は資料編に掲載。）

① 一般環境大気測定局

ア 二酸化硫黄（SO₂）※4

・江津市役所局において、短期的評価による環境基準を達成しませんでした。その他の局では、短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。

・年平均値の経年変化は、全ての局でほぼ横ばい傾向となっています。

イ 窒素酸化物（NO_x）※5

・二酸化窒素（NO₂）について、全ての局で環境基準を達成しました。

・年平均値の経年変化は、二酸化窒素（NO₂）、一酸化窒素（NO）ともに全ての局でほぼ横ばい傾向となっています。

ウ 一酸化炭素（CO）※6

・短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。

エ 光化学オキシダント (Ox) ※7

- ・全ての局で環境基準を達成しませんでした。
- ・昼間の1時間値の年平均値の経年変化は、全ての局でほぼ横ばい傾向となっています。

オ 浮遊粒子状物質 (SPM) ※8

- ・全ての局で、短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。
- ・年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向となっています。

カ 非メタン炭化水素 (NMHC) ※9

- ・機器の故障により、長期間欠測があったため、評価の対象としません。

キ 微小粒子状物質 (PM2.5) ※10

- ・全ての局で短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。

② 自動車排出ガス測定局

ア 窒素酸化物 (NOx)

- ・二酸化窒素 (NO2) については、環境基準を達成しました。
- ・年平均値の経年変化は、二酸化窒素 (NO2)、一酸化窒素 (NO) とともに減少傾向となっています。

イ 一酸化炭素 (CO)

- ・短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。
- ・年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい傾向となっています。

ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

- ・短期的及び長期的評価による環境基準を達成しました。
- ・年平均値の経年変化は、減少傾向となっています。

③ 有害大気汚染物質調査

- ・環境基準が設定されている4物質について、全ての地点で環境基準を達成しました。
- ・健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている11物質について、全ての地点で指針値を下回りました。

④ 大気中フッ素化合物調査

令和2年度をもって調査休止となりました。

(3) 参考情報

① 島根県の大気環境の状況

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/taiki/>

② 島根県公害対策審議会（現在の島根県環境審議会）の答申に基づき、「フッ素化合物の大気環境上維持されることが望ましい植物保全のための環境指導基準値」は、 $1 \mu\text{g F}/\text{m}^3$ （月間値）

③ 環境指導基準値に相当する値として、LTP法による測定値 $746 \mu\text{g F}/100\text{cm}^2/\text{月}$ を設定

《用語解説》

※1 大気汚染防止法

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的とした法律。

※2 自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい交差点、道路、道路端付近で大気状況を常時監視する測定局。

※3 有害大気汚染物質

大気汚染防止法第2条第16項において、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されています。現在、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」に248物質が選定され、その中でも健康リスクがある程度高いと考えられる23物質が「優先取組物質」とされています。

※4 二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

※5 窒素酸化物 (NO_x)

一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) を合わせたものです。二酸化窒素は高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

※6 一酸化炭素 (CO)

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされています。COは血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くします。

※7 光化学オキシダント (O_x)

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽光線（紫外線）によって光化学反応を起こして作られるオゾン等の酸化性物質です。光化学スモッグの主な原因とされています。

※8 浮遊粒子状物質 (SPM = Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10μm以下のものです。小さく軽いため、大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。

※9 非メタン炭化水素 (NMHC = Non-Methane hydrocarbons)

水素(H)と炭素(C)からなる炭化水素(HC)の中から、光化学反応性が乏しいメタン(CH₄)を除いた炭化水素の総称です。

※10 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が2.5μm以下のものです。肺の奥まで入りやすく、肺がん・呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(1) 大気環境の監視、調査の推進

② 光化学オキシダント注意報発令時等の迅速な対応

(1) 事業目的

知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、大気汚染防止法に基づき注意報等を発令し、一般に周知することとされています。

また、近年、微小粒子状物質（PM2.5）※1濃度の上昇が度々観測され、平成25年1月以降、県民の関心が高まってきたことから、環境省が平成25年3月に取りまとめた「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、指針値（日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予想される場合、県民に対し注意喚起を実施することとし、市町村、関係機関との連絡体制等を整備しています。

(2) 取組状況

令和3年度の注意報発令、注意喚起の実施状況は次のとおりです。

① 光化学オキシダント

注意報の発令はありません。

② 微小粒子状物質（PM2.5）

注意喚起の実施はありません。

《用語解説》

※1 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものです。肺の奥まで入りやすく、肺がん・呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(1) 大気環境の監視、調査の推進

③ 酸性雨のモニタリング

(1) 事業目的

酸性雨※1は、その原因物質の発生源から数千キロメートルも離れた地域にも沈着する性質があり、国を越えた広域的な環境問題となっています。

また、東アジア地域の国々は近年めざましい経済成長を遂げる一方、エネルギー消費量の増加による大気汚染問題や酸性雨による悪影響が懸念されています。

国では、東アジア地域全体を対象とした酸性雨モニタリングネットワークの必要性から、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）※2を構築し、次のことを活動目的としています。

- (ア) 東アジア地域における酸性雨問題の状況に関する共通理解の形成の促進。
- (イ) 酸性雨による環境への悪影響を防ぐため、国や地域レベルでの政策決定に有益な情報提供。
- (ウ) 参加国間での酸性雨問題に関する協力の推進。

(2) 取組状況

平成13年1月から本格的に稼働し、現在、東アジアの13カ国が参加しています。国内にはEANETモニタリング地点が12地点あり、特に島根県は東アジア地域の影響を受けやすい立地状況にあることから、隠岐測定所（隠岐の島町）が配置されています。

島根県では隠岐測定所の管理運営や試料採取の業務担当のほか、このEANETに先立ち、平成9年度から県内2地点（平成17年度までは川本町を含む3地点）で降水の調査を行っています。

採取は降水時開放型捕集装置（Wet-Only採取装置）を用い、松江は原則1週間単位、江津は2週間単位で実施しています。測定項目は、pH、電気伝導度（EC）、硫酸イオン（ SO_4^{2-} ）、硝酸イオン（ NO_3^- ）、塩化物イオン（ Cl^- ）、アンモニウムイオン（ NH_4^+ ）、カルシウムイオン（ Ca^{2+} ）、マグネシウムイオン（ Mg^{2+} ）、カリウムイオン（ K^+ ）、ナトリウムイオン（ Na^+ ）です。

令和3年度における年平均pHは松江：4.86、江津：4.86であり、平成18年度以降は横ばいで推移していましたが、近年は上昇している傾向が見られます。（資料編：表1）

《用語解説》

※1 酸性雨

工場等からの排煙や自動車排出ガス等に含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が長距離に移流し拡散するうちに大気中で太陽光線、炭化水素などの影響を受け酸化し、強い酸性度の雨水や霧として降下したもの。人為的影響がない場合、二酸化炭素などの影響で、pH5.6くらいだと言われており、それ以下が酸性雨のひとつの目安です。そのように雨水などに取り込まれ地表に降下するものを湿性沈着ともいいます。一方、大気汚染物質が大気中から直接地表に降下する場合もあり、乾性沈着といいます。広義では湿性沈着と乾性沈着を合わせて酸性雨と呼んでいます。

※2 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク～EANET

東アジア地域における酸性雨の現状やその影響を解明するとともに、この問題に対する地域協力体制の確立を目的として、各国の自主的な参加、貢献の下で設立されているネットワーク。参加国は共通の手法を用いて酸性雨のモニタリング（湿性沈着、乾性沈着、土壌・植生、陸水の4分野）を行っており、得られたデータはネットワークセンターに集積され、解析、評価及び提供がなされています。また、データの質の向上のため、精度保証・精度管理活動等も推進しています。現在の参加国は、カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、ロシア、タイ及びベトナムの13か国です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(2) 工場・事業場対策の推進

① 工場・事業場の排出基準の監視・指導

(1) 事業目的

大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づき、工場及び事業場等における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制することで、大気の汚染に関し、住民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的としています。

(2) 取組状況

① 大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づく施設の届出状況

大気汚染防止法及び県公害防止条例により、施設を設置する際の届出が義務付けられており、その届出状況は、資料編：表1のとおりでした。

② ばい煙発生施設等の立入検査実施状況

工場等の規制基準遵守状況を監視するため、工場・事業場等に対し立入検査を行い、変更届の提出や自主測定の数について指導を行いました。

その実施状況は、資料編：表2のとおりでした。

《用語解説》

※1 ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん（いわゆるスス）、有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、弗素、弗化水素及び弗化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物）をいいます。大気汚染防止法では、33の項目に分けて、一定規模以上の施設が「ばい煙発生施設」として定められています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(2) 工場・事業場対策の推進

② 三隅火力発電所周辺の環境監視、及び周辺住民に対する情報提供

(1) 事業目的

三隅発電所に係る発電所周辺地域における大気環境等の調査結果について検討・評価し、地域住民に対して周知を図っています。

(2) 取組状況

三隅発電所周辺環境対策連絡協議会※1を設置し、中国電力株式会社が実施した環境等監視調査結果と運転開始前の調査結果の比較検討に加え、島根県が独自に行った調査結果及び各種文献・資料等の検討も踏まえて、周辺への環境影響について評価を行っています。

《用語解説》

※1 三隅発電所周辺環境対策連絡協議会

三隅発電所に係る発電所周辺地域における大気環境等の環境調査結果を地域住民に周知するために関係行政機関で構成された協議会。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(3) アスベスト対策の推進

① アスベスト除去工事等での飛散の未然防止のための監視・指導

(1) 事業目的

石綿※1は、耐熱性に優れ、丈夫で変化しにくい特性があり、工業原料として広範多岐に使用されていましたが、発がん性や呼吸器系等の疾患を引き起こすおそれがあるため、現在は使用が規制されています。

しかし、建築材に石綿が大量に使用された建物の老朽化に伴う改修・解体工事、あるいは自動車のブレーキ部分に使用された石綿の摩耗等により、大気環境中への飛散・蓄積が懸念されています。また、平成17年6月以降、石綿による健康被害が大きな社会問題となり、石綿除去等の対策工事が急増しました。

そこで、石綿の大気環境中への飛散防止を図るために大気汚染防止法に基づく建築物の解体等工事の監視、指導を行うとともに、石綿の飛散状況を把握するために大気環境中の石綿濃度調査を随時行っています。

(2) 取組状況

① 特定粉じん※2排出等作業実施の届出状況及び立入検査実施状況

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業は、令和3年度は46（24）件で、内訳は、解体作業が33（17）件、改造・補修作業が15（7）件でした。また、作業の実施状況を監視するため、43（26）件について立入検査を実施しました。

※（ ）は松江市分である。松江市分の立入件数が届出件数より多いのは令和2年度届出分を令和3年度に立入した案件があったことによる。

※届出数の合計（46件）が内訳の合計（48件）より2件少ないのは、解体と改造・補修作業を両方実施する届出を含むため。

② 大気環境中の石綿濃度調査実施状況

建築物の解体等工事における石綿の飛散防止対策を監視するために、周辺状況等必要に応じ、大気汚染防止法に定められている特定粉じん排出等作業について、大気環境中の石綿濃度調査を実施することとしています。令和3年度は、実施が必要な事例はありませんでした。

《用語解説》

※1 石綿（アスベスト）

石綿（アスベスト）は、天然鉱物で、その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの使用や、吹付け石綿などの除去等において適切な措置を行わないと石綿が飛散して人が吸い込んでしまうおそれがあります。以前はビルの建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹きつける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題ではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散防止対策が図られています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(3) アスベスト対策の推進

② 適正な除去処理等に関する啓発・指導

(1) 事業目的

建築物の所有者や施工業者等を対象として、アスベストとその対策に関する正しい知識を普及啓発することを目的とします。

(2) 取組状況

パンフレットやホームページ等の広報媒体の活用等を通じて、適切な吹付けアスベスト等の除去や、適切な解体等が行われるように、建築物の所有者や施工業者等に広く普及啓発を行っています。

(3) 参考情報

島根県ホームページ（アスベスト対策）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/asbest/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(4) 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

① 道路騒音・航空機騒音のモニタリング

(1) 事業目的

① 自動車騒音の概況

自動車本体からの騒音は、エンジン、吸排気系、タイヤ等から発生しますが、沿道においては、道路の構造、交通量、車種、速度等の要因が複雑に絡みあって自動車騒音となっています。従って、これらの問題を抜本的に解決するためには、自動車本体からの騒音の低減化の他、走行状態の改善、交通量の抑制、道路構造の改善、沿道周辺対策を総合的に推進していく必要があります。

自動車騒音対策については、騒音に係る環境基準が平成10年9月に設定されており、これを目標として自動車騒音の許容限度の段階的強化等、自動車騒音防止対策が国において進められています。

② 航空機騒音の概況

県内で航空機騒音の影響を受けると考えられる地域は、島根県が設置・管理する出雲空港、石見空港及び隠岐空港周辺、防衛省が設置・管理（民航共用）する鳥取県の美保飛行場周辺です。

出雲空港及び美保飛行場については、昭和60年から航空機騒音調査を実施しています。

航空機騒音に係る環境基準が国において定められており、この基準は、空港周辺地域における航空機騒音をLden（時間帯補正等価騒音レベル）で評価し、値が57デシベル又は62デシベル以下になるようにするというもので、これを当てはめる地域は知事が指定します。評価指標については、平成19年12月に航空機騒音に係る環境基準についての告示が一部改正され、平成25年4月からWECPNL（加重等価継続感覚騒音レベル）がLdenに変更になりました。

出雲空港周辺については、都市計画法に基づく用途地域の指定はないものの、航空機騒音から生活環境を保全すべき地域が存在すると考えられることから、出雲市の一部地域を、地域類型Ⅱ（Lden値62デシベル以下）に指定しています。また、美保飛行場周辺については、環境基準は設定していませんが、島根・鳥取両県知事の申合せで、島根県側で美保飛行場の騒音問題が生じれば、鳥取県から空港へ騒音対策を求めてもらうことになっています。

(2) 取組状況

① 自動車騒音の概況

自動車騒音の常時監視については、権限移譲により平成24年度から市の区域については市が実施し、県は町村の区域について実施することとなりました。町村の区域の評価は、「自動車騒音常時監視5ヵ年計画」に基づき行うこととしています。令和3年度は、川本町において自動車騒音測定を実施しましたが、基準値超過はありませんでした。

なお、雲南市を除く7市は自動車騒音について、騒音指定地域内においてその測定値が一定の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、県公安委員会又は道路管理者に対策の要請又は意見を述べることができます。

② 航空機騒音の概況

令和3年度の調査結果は、資料編：表1のとおりで、環境基準（美保飛行場については環境基準相当値）を達成しました。今後も継続して航空機騒音調査を行い、出雲空港周辺の環境基準の達成状況を把握するとともに、美保飛行場周辺についても継続して監視します。

(3) 参考情報

島根県ホームページ（騒音・振動・悪臭）

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/soon_sindo_akushu/

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(4) 騒音・振動・悪臭防止対策の推進

② 規制地域等の必要に応じた見直し

(1) 事業目的

騒音に係る環境基準※1は環境基本法第16条の規定に基づき、生活環境を保全し、維持されることが望ましい基準として定められており、環境基準の地域の類型を当てはめる地域は、市の区域内の地域については市長が、その他の地域については知事が指定することとされています。

(2) 取組状況

8市2町※2で都市計画区域を対象に当てはめを行っています。

地域類型指定市町については、土地利用の実態に合わせて見直しを行うとともに、未指定町村についても、実態を把握した上で必要に応じて地域類型を指定していきます。

《用語解説》

※1 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定されます。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用されます。

※2 騒音に係る環境基準類型指定地域

安来市、松江市、雲南市、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市、奥出雲町、川本町

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(5) 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

① 安全協定に基づく環境放射線の常時監視体制の維持

(1) 事業目的

原子力発電所の安全規制については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」などの関係法令に基づき、国が一元的に行っていますが、県としては、原子力発電所周辺の地域住民の安全と環境を守る立場から、松江市とともに中国電力㈱と「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」（以下「安全協定」という。）を締結しています。県は安全協定を厳正に運用することにより、環境放射線監視や温排水調査、発電所の運転状況等の把握等を行って安全確保に万全を期しています。

(2) 取組状況

① 調査結果の概要

調査結果については、前年度までの調査資料等と比較検討した結果、島根原子力発電所による影響は認められませんでした。

ア 空間放射線の測定

モニタリングポストによる線量率の測定値は、平常の変動幅を超える値がありましたが、気象条件や他局の線量率等の関連資料等を検討した結果、いずれも降水による線量率の増加でした。

イ 環境試料中の放射能

検出された放射性核種は、セシウム137、ストロンチウム90及びトリチウムでした。

これらの測定値は、平常の変動幅内または一般の環境で認められる程度の値であり、過去の大気圏内核実験及び自然放射能等に起因するものと考えられます。

② 原子力環境センターの運用

島根県原子力環境センターは、本県の原子力安全・防災対策の体制強化の一環として設置され、緊急時対応を含めた環境放射線監視や環境試料中の放射性物質の調査などを行っています。

また、平成26年から27年にかけて、外部からの放射性物質の侵入を防ぐための放射線防護対策を実施し、原子力災害が発生した際の「緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング）」の拠点としての機能を強化しています。

③ 国などの実施する研修への参加

モニタリング技術基礎講座 受講者 20名

緊急時モニタリングセンター活動・実働訓練 受講者 31名

【担当課】

原子力安全対策課(主)

0852-22-6590

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(5) 原子力発電所周辺環境安全対策の推進

- ② 地域住民への適切な情報提供（環境放射線等の測定結果や発電所情報のリアルタイム表示など）

(1) 事業目的

原子力や放射線に関する知識の普及を図るため、各種広報事業を実施しています。

しまね原子力広報誌「アトムの広場」や、環境放射線情報システムなどを通じて環境放射線調査結果等の公表や原子力安全に関する知識の普及に努めています。

さらに、原子力関連施設見学会を開催し、環境放射線の監視体制や原子力発電所に対する県としての安全確保対策等について、理解を得るとともに啓発を図っています。

(2) 取組状況

県は、「島根原子力発電所の周辺地域における環境放射線等の調査結果を把握し、住民の健康と安全の確保について県民一般への周知をはかる」ことを目的として、島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会を設置しています。

- ① 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会の開催（資料編：表1）

- ② 原子力発電所周辺の安全対策等

ア. 安全協定に基づき、中国電力㈱から次の連絡を受け必要な対応を行いました。

平常時の連絡（毎月）

発電所の運転状況や放射性廃棄物の管理状況、敷地境界モニタリングポストの測定結果等について、連絡を受け適時インターネットや環境放射線等調査結果報告書で公表しています。

また、発電所の運転状況については、毎月原則として20日にとりまとめて公表しています。

イ. 立入調査

令和3年度は、安全協定に基づく立入調査を1回実施しました。

- ③ 環境放射線測定結果や発電所情報のリアルタイム表示

県庁県民室などに設置している環境放射線情報システム表示装置に、環境放射線の測定結果（発電所周辺に設置している環境放射線連続測定装置による）や発電所情報（注1）をリアルタイム（10分毎更新）表示するとともに、原子力や放射線に関する啓発アニメーション等を放映しています。

ア 屋内型表示装置設置場所

県庁県民室、松江市役所、松江市鹿島支所、松江市島根支所、鹿島文化ホール、鹿島総合体育館、鹿島中学校、島根公民館、市民活動センター、出雲市役所、安来市役所、雲南市役所

イ 環境放射線等観測データ表示板（データ等文字のみ表示）設置場所

島根県原子力防災センター、旧御津公民館、旧恵曇公民館
ウ インターネットによるデータ公開

県のホームページ（注2）及び携帯向けサイト（注3）に、環境放射線測定結果と発電所情報をリアルタイム（2分毎更新）で公開しています。

（注1）発電所情報：発電出力、敷地境界モニタリングポスト値、排気筒モニタ値など

（注2）URL：http://www.houshasen-pref-shimane.jp/

（注3）URL：http://www.houshasen-pref-shimane.jp/m/

④ 広報誌による広報

原子力広報誌「アトムの広場」に測定結果を年4回掲載しました。

配布先：松江市、出雲市、安来市、雲南市の住民に自治会による配布、その他県下各市町村等
配布総数：151,000部×4回

⑤ 見学会開催

一般住民を対象として、「原子力関連施設見学会」を年4回開催しました。

参加者は、合計で50名でした。

【見学先】

- ・島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）
- ・島根県原子力環境センター
- ・中国電力㈱島根原子力発電所

【担当課】

所属名	問い合わせ先
原子力安全対策課(主)	0852-22-6590

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(1) 化学物質の適正管理

① 有害性が指摘されている化学物質の排出量等の把握、公表

(1) 事業目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」※1に基づく、化学物質排出移動量届出制度（PRTR、平成14年度～）により、有害性のある化学物質の環境への排出量等を把握し、集計・公表することにより、事業者による自主管理の改善促進を図り、化学物質の環境への不適切な排出の抑制を促します。

(2) 取組状況

令和3年度（令和2年度実績）の排出量等について、島根県内では249事業所から届出がありました。

この集計結果と、環境省が推計した届出外排出量をあわせると、島根県における化学物質の全排出量は、3,069tとなり、これは全国の排出量318千tに対し、0.97%（都道府県中40位）でした。（資料編：表1）

(3) 参考情報

PRTR集計結果

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kagaku/PRTR/PRTRdata.html>

《用語解説》

※1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的とした法律。環境への排出量の把握等を行うPRTR制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報（MSDS）を提供する仕組み等が導入されました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）廃棄物対策課	0852-22-5261

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(1) 化学物質の適正管理

② 農薬に関する適正使用、適正管理の推進 [再掲]

(1) 事業目的

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理を推進し、農業生産の安定、県民の健康保護及び生活環境の保全を図ります。

(2) 取組状況

① 農薬危害防止運動の実施

6月から8月を農薬危害防止運動実施期間とし、農業者等に適正な農薬の使用及び保管について周知しました。

② 立入検査の実施

農薬の販売者や使用者など46カ所において立入検査を実施し、農薬の安全かつ適正な販売や使用のための情報提供や指導を行いました。

③ 農薬の適正管理・使用推進研修の実施

農薬使用者や販売者等を対象に、県内4カ所で農薬の使用や保管にあたって遵守すべき事項等を学んでいただく研修を実施しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農畜産課	0852-22-5112

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(2) PCB廃棄物等の早期処理完了の推進

① PCB廃棄物未処理事業者に対する監視・指導

(1) 事業目的

PCB※1 使用製品及びPCB廃棄物の所有者が処分期限終了までにPCB廃棄物を適正処理すること及び処分までの間、適正保管を行うことにより、生活環境の保全を推進します。

(2) 取組状況

- ① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物やPCB使用製品を保有している事業者に対し、PCB廃棄物の保管状況等に関する届出の提出を指導するとともに、処分までの間適正保管するよう助言・指導しました。また、低濃度PCB廃棄物の処分期限は令和9年3月31日であり、早期処理に向けて指導及び必要な情報提供を行いました。
- ② 高濃度PCB廃棄物のうち、変圧器・コンデンサーの処分期限は平成30年3月31日、安定器・汚染物等の処分期限は令和3年3月31日であり、いずれも既に終了しています。島根県内（松江市を除く）には処分期限後に発見された高濃度PCB廃棄物の保管事業者が11事業者（令和4年3月現在）存在します。処理体制が整備されるまでの間適正に保管されるよう、立入検査や現地確認を実施し、適正保管を指導しました。

《用語解説》

※1 PCB

Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきました。しかしながら、PCBは慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。PCBは現在は新たな製造及び輸入が禁止されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(2) PCB廃棄物等の早期処理完了の推進

② PCB廃棄物の存在確認等の調査や、処理施設への円滑な処理のための指導

(1) 事業目的

県内の事業所におけるPCB使用製品及びPCB廃棄物の保有状況を把握するための調査を実施し、PCB廃棄物の処分完了に繋げていきます。

(2) 取組状況

県有施設や市町村有施設におけるPCB含有塗膜の調査を実施しています。PCB含有塗膜は橋梁や水門などの鋼構造物で使用されていることがあります。県有施設においては、橋梁やダム等25施設においてPCB含有塗膜が使用されていることを確認しており、令和9年3月31日の処分期限までに計画的に処理を進めています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(2) PCB廃棄物等の早期処理完了の推進

③ 中小企業者等の処理費用の負担軽減のための支援（基金や融資制度）

(1) 事業目的

PCB廃棄物の処理には多額の費用を要するため、中小企業者とその処理を円滑に進めることができるよう経済的負担を軽減します。

(2) 取組状況

PCB廃棄物の運搬・処分には基準が定められており、その取扱いは通常の産業廃棄物より難しいため、運搬・処分費用は他の産業廃棄物と比べて高額となる傾向にあります。

まち・ひと・しごと創生資金の環境対応枠において、PCB廃棄物の運搬・処分に及び対象設備の買換えに係る事業に対する融資制度を設けており、PCBを使用している製品の交換・処分を支援しています。

(3) 参考情報

島根県まち・ひと・しごと創生資金

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/yuushi/kankyou.html>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(2) PCB廃棄物等の早期処理完了の推進

④ 県民、事業者等の理解と協力を得るための情報提供

(1) 事業目的

PCB廃棄物の期限内処理、適正処理について必要な情報提供や広報活動を実施することにより、調査が困難なPCB使用製品を把握し、期限内処理を推進します。

(2) 取組状況

① ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第9条に基づき、同法第8条第1項に基づくPCB廃棄物の保管及び処分の状況を公表しています。

各保健所及び県庁廃棄物対策課において届出書を縦覧するとともに、廃棄物対策課ホームページにおいても届出情報を集計した情報を公表しています。

② 多くの県内事業者にPCBについての関心を高めてもらい、PCB廃棄物の早期処理を進めてもらうため、島根県情報コーナー（イオン、コンビニエンスストア）へのパンフレット等の配架等により広報を実施しました。

(3) 参考情報

保管等の状況の公表

（廃棄物対策課ホームページ > PCB「保管等の状況の公表」の部分）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/pcb/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(3) ダイオキシン類対策

① 環境中の汚染状況を把握するための計画的な常時監視

(1) 事業目的

「ダイオキシン類対策特別措置法」※1が平成11年に制定されてから規制強化がすすみ、排出量は減少し、環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせる可能性）が低減されてきました。ダイオキシン類については、引き続き環境中の濃度等の実態把握を行うことにより、排出抑制を行います。

(2) 取組状況

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、令和3年度に島根県において実施した大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壌のダイオキシン類常時監視結果の概要は次のとおりでした。（詳細については資料編：表1に掲載）

ア 一般環境監視

大気、水質、底質、地下水、土壌ともに、調査した全ての地点において環境基準を達成していました。

松江市該当分においても、大気、地下水、土壌ともに、調査した全ての地点において環境基準を達成していました。

イ 発生源周辺監視（馬潟工業団地周辺地域）

松江市八幡町にある馬潟工業団地周辺水路では、平成12年度に底質から高濃度のダイオキシン類が検出されたため、その後、県と松江市で対策を検討、実施しました。（経緯については資料編：表2に掲載）

当該地域における調査において、大気、水質、底質、土壌ともに、調査した全ての地点において環境基準を達成していました。

《用語解説》

※1 ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的としています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6302

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(3) ダイオキシン類対策

② 排出量抑制のための発生源（廃棄物焼却炉等の特定施設）への排出基準遵守の指導

(1) 事業目的

ダイオキシン類※1の特定施設を設置する際には設置の届出が義務づけられています。県および松江市では届出内容の審査及び指導、施設への立入検査の実施、施設設置者による測定結果の公表を行うことにより特定施設からのダイオキシン類排出量の抑制を図っていきます。

(2) 取組状況

① 特定施設の設置状況

令和3年度末現在の特定施設の設置数は、大気基準適用施設が53施設、水質基準適用施設が27施設です。（詳細については資料編：表1に掲載）

② 立入検査実施状況

令和3年度中に延べ大気基準適用施設12施設、水質基準適用施設4施設に立入検査を行いました。指摘事項等のある施設はありませんでした。（詳細は資料編：表2に掲載）

また、大気基準適用施設3施設において排出量の測定を行いました。いずれの施設も排出基準を満たしていました。

③ 施設設置者による測定結果の報告

令和3年度中に、大気基準適用施設42施設、水質基準適用施設3施設から報告があり、全ての施設で、排出基準を満たしていました。

廃棄物焼却炉から排出される、ばいじん、燃え殻についても、施設設置者による測定が義務づけられており、埋立等の処分をする際には3ng-TEQ/g以下となるよう処理しなければなりません。ばいじんについては21施設、燃え殻については29施設から報告があり、報告において3ng-TEQ/gを超えたばいじんについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた基準に従った保管が行われていることを確認しており、今後適正な処理を指導する予定です。（測定結果の詳細については資料編：表3、4、5に掲載）

《用語解説》

※1 ダイオキシン類

法律でポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6302

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(1) 全般的な対策

- ① 省エネ等に関する環境教育・環境学習の支援 [第5章-1参照]
- ② 官民連携による省エネ等の普及啓発 [第5章-2参照]
- ③ 廃棄物の3Rなどの推進 [第4章-1参照]

(1) 事業目的

本県では、2011年3月に策定した「島根県地球温暖化対策実行計画」（計画期間 2010年～2020年度）に続いて、2021年3月に「島根環境総合計画」を新たに策定し、県内の地球温暖化※1対策を推進しています。

この計画では、温室効果ガス※2排出量の削減目標（2030年度の排出量を2013年度と比べて21.7%以上削減）とエネルギー使用量の削減目標（2030年度の使用量を2013年度と比べて11.3%以上削減）を定めています。

温室効果ガス排出量の削減には、エネルギー消費量の削減が重要ですので、効率的なエネルギーの使用など、省エネの取組を推進していきます。

(2) 取組状況

2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は6,290千t-CO₂で、基準年（2013年度）と比べて14.5%減少し、2016（平成28）年度以降は緩やかな減少傾向で推移しています。排出量の9割以上を占めるエネルギー起源の二酸化炭素は15.9%減少しており、いずれの部門も排出量が減少しており、特に業務部門や家庭部門では減少率が20%以上となっています。

2019（令和元）年度のエネルギー消費量は56,170TJ※3で、基準年（2013年度）と比べて7.3%減少し、2016（平成28）年度以降は緩やかな減少傾向で推移しています。部門別では、産業部門で0.6%、業務部門で13.9%、家庭部門で17.5%、運輸部門で3.6%減少しています。

《用語解説》

※1 地球温暖化

地球全体として、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象。人の活動に伴って発生する二酸化炭素などにより、大気中の温室効果ガス濃度が増加することが要因とされています。2020年10月に菅首相が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）を目指すことを宣言し、具体的な施策の検討も始まっています。

※2 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

※3. T J (テラジュール)

熱量を表す単位の一つであるJ (ジュール) の1兆倍であり、1 TJで約28万kwh (年間電気消費量の約63世帯分) に相当します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(1) 全般的な対策

④ 関係法令に基づく、フロン類の適正処理に関する指導

(1) 事業目的

フロン類※1はオゾン層※2破壊の原因物質であるだけでなく、二酸化炭素と比べ100～10,000倍以上の温室効果があることで知られています。フロン規制については、モントリオール議定書※3及びオゾン層保護法による全廃及び生産規制等の措置のほか、冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で残っているフロン類についても、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)※4」、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」、「使用済み自動車の再資源化に関する法律(自動車リサイクル法)」により回収が義務づけられています。

業務用冷凍空調機器を規制対象とするフロン回収・破壊法については、平成19年10月に改正され、製品の整備時におけるフロン類回収義務・報告義務が明確化されたほか、行程管理制度の導入等により製品の廃棄時等における回収強化策が導入されました。しかし、フロン類廃棄時等の回収率は30%台と依然として低調であることに加え、高い温室効果を有する代替フロンの排出量が増加していることや、経済産業省調査で使用中の冷媒フロン類の漏えいが従前の見込みより相当大きいことが判明するなど新たな課題も生じており、更なる対策を講じる必要が出てきました。

こうした状況を踏まえ、平成25年6月に改正フロン回収・破壊法が公布され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理に関する法律(フロン排出抑制法)※5」と改まり、製品のノンフロン化促進や管理者による機器点検の義務化などフロン類使用製品のライフサイクル全体を対象に対策強化が図られました。

(2) 取組状況

県では、フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類充填回収業者等の登録を行うとともに、適正処理が実施されるよう登録業者や解体工事関係者等への立入・指導を実施しています。

《用語解説》

※1 フロン類

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称のこと。フロンは冷蔵庫等の冷媒やスプレーの噴射剤等に用いられ、大気中に放出されてもそのまま蓄積されるため、地球のオゾン層を破壊する原因であるといわれています。

※2 オゾン層

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素(O₂)がオゾン(O₃)に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層で、地上から20～25kmに存在します。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収します。近年、極地上空でオゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっています。

※3 モントリオール議定書

国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するための「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置等を定めた文書。1987年（昭和62年）に採択され、日本は1988年（昭和63年）に締結しました。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで6度にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われています。

※4 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（略称：フロン回収・破壊法）

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律。平成18年6月に改正され、機器の廃棄時にフロン類の回収行程を管理する制度が導入されたほか、整備時の回収義務の明確化等が盛り込まれ、平成19年10月1日に施行されました。平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と名称が改められました。

※5 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称：フロン排出抑制法）

平成25年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と改められました。同法は平成27年4月に施行され、これまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう、機器使用時におけるフロン類の漏えい防止等が新たに義務化されました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(2) 産業部門・業務部門での対策

- ① 環境マネジメントシステム（EMS）の導入促進
- ② 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進
- ③ 建築物の省エネ化や省エネ設備等の導入促進
- ④ クールビズやウォームビズの推進

(1) 事業目的

地球温暖化防止に向けた事業者の自主的な取組を推進するため、エネルギーの効率的な利用による経費削減や、施設の特徴に応じた省エネルギー対策など、経営コストの削減にもつながる省エネの理解を促進します。

(2) 取組状況

しまねエコライフ推進会議事業者部会の事業等により、以下の取組を行いました。

- ① しまねストップ温暖化宣言事業者の登録★
省エネ等の目標を独自に設定した事業者を登録しました。（登録事業者数：3,758 事業者）
- ② エコ経営相談の実施★
事業者の環境に関する相談に対する助言を行いました。（相談数：264 件）
- ③ エコアドバイザーの派遣★
事業所設備の省エネ診断等を実施しました。（派遣数：7 事業者、延べ派遣件数 13 件）
- ④ エコアクション21 認証取得の支援★
環境マネジメントシステム※1 「エコアクション21」の認証取得を促進するために、研修会等を開催しました。（補助件数：1 件）
※数値はいずれも令和3年度末

(3) 参考情報

しまねエコライフ推進会議 事業者部会 ホームページ

<https://www.crosstalk.or.jp/stopondanka/>

★は、第5章－第2節－(1)－④の「(2)取組状況」①③④⑤、第5章－第3節－(1)－②の「(2)取組状況」②と同内容です。

《用語解説》

※1 環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構（ISO）

が定めたISO14001がある。エコアクション21は、ISO14001規格を参考に、事業者がより取り組みやすくなるよう環境省が定めた日本独自の制度である。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 建築住宅課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(3) 家庭部門での対策

- ① 環境に配慮したライフスタイルの推進（省エネ等に資する製品の選択、サービスの利用、3Rの実践など）
- ② 省エネルギー性能の高い電化製品等の導入促進

(1) 事業目的

省エネなど家庭における地球温暖化防止に向けた取組を推進し、環境にやさしいライフスタイルを実現するため、以下の事業を通して普及啓発を実施します。

(2) 取組状況

① 家庭エコ診断（うちエコ診断※1）の実施 ★1

環境省が進める「うちエコ診断」を用いて 対面型の診断を実施し、省エネ性能の高い家電の導入を推奨するなど、より具体的な家庭における温暖化防止の取組を推進しました。（県内のうちエコ診断実施機関による診断件数：63件）

② 環境にやさしい消費行動への転換促進（しまエコショップ※2）★2

省エネ・省資源や環境配慮型経営等に取り組む店舗を消費者が選択できるよう、ウェブサイトの活用やキャンペーンの実施により、登録店舗と連携した情報発信を行いました。（令和3年度登録数 594店舗）

(3) 参考情報

① うちエコ診断（外部サイト）

うちエコ診断公式ホームページ

<https://www.uchieco-shindan.jp/>

② しまエコスポット

事業概要やスポットに関する県ホームページ（県HP）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/shima-eco-supotto.html>

③ しまエコショップWEBサイト

<https://shop.shima-eco.net/>

★1は、第5章―第2節―(1)―③の「(2)取組状況」①と同内容です。

★2は、第5章―第1節―(3)―⑥の「(2)取組状況」①、第5章―第2節―(1)―⑤の「(2)取組状況」①と同内容です。

《用語解説》

※1 うちエコ診断

家電製品や自家用車などから家庭から生じるエネルギー消費について専用ソフトを用いて計算し、地域性、ライフスタイルに合わせて二酸化炭素排出量や光熱費の削減に効果的な対策を具体的に提案する診断事業。環境省が所管。

※2 しまエコショップ

環境配慮に関する取組が一定の基準を満たしているとして、「しまエコショップ登録制度」に基づき島根県が登録した店舗。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(3) 家庭部門での対策

③ 建築物の省エネ化や省エネ設備等の導入促進

(1) 事業目的

住宅新築や既存住宅改修において省エネルギー化を促進するため、以下の事業を通して普及啓発を実施します。

(2) 取組状況

① 省エネリフォーム研修会の開催

民生家庭部門における二酸化炭素排出量を削減するため、快適性と省エネを同時実現できる断熱住宅（新築・リフォーム）の必要性について、研修会を通して県民向けに普及啓発を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 建築住宅課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(4) 運輸部門での対策

① 環境に配慮した自動車利用の促進（自転車や公共交通機関の利用、エコドライブ）

(1) 事業目的

自動車の低燃費化が進む一方、ライフスタイルの多様化により自動車を利用する機会も増えていきます。環境に配慮した自動車利用を促進するため、自転車や公共交通機関の利用促進、エコドライブ※1の取り組みを推進します。

(2) 取組状況

毎月1日、20日を車の利用を控える「ノーマイカーデー」とし、鉄道・バス等の公共交通機関の利用を推進します。

また、環境負担の軽減に配慮した自動車の使用を行う「エコドライブ」の推進に取り組むこととし、県や市町村、企業、団体等とともに推進します。

《用語解説》

※1 エコドライブ

やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングをやめることで燃料の節約に務め、地球温暖化に大きな影響を与えるCO2の排出量を減らす運転。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 交通対策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(4) 運輸部門での対策

② 事業所や家庭での次世代自動車の普及促進

(1) 事業目的

電気自動車の普及啓発を図るため、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金を活用して、電気自動車用の急速充電器をモデル的に設置しています。

(2) 取組状況

- ① 県設置の急速充電器一覧（資料編：表1）
- ② 普通充電器（公用車用）
県本庁舎1基 浜田合同庁舎1基 隠岐合同庁舎1基
電気自動車3台

(3) 参考情報

- ① 一般社団法人次世代自動車振興センター
<http://www.cevpc.or.jp/>
- ② 県内自動車保有台数及び県内クリーンエネルギー自動車台数（資料編：表2、3）

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 地域政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(5) 県事務事業における実行計画（環境にやさしい率先実行計画）

(1) 事業目的

地球温暖化対策は、地球全体で進めていかなければならない課題であり、島根県においても、県の事務事業を始めとした事業活動等における温室効果ガス排出削減を進め、低炭素社会の実現に貢献することが求められています。

島根県では、平成12年度に「環境にやさしい率先実行計画」を策定し、県の全機関において、環境に配慮した事務及び事業活動に取り組んでいます。

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく、県の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画（実行計画）であるとともに、県自らが、事業者・消費者として取り組む環境配慮のための計画です。

平成13年4月「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入※1法）」※2が全面施行されたことを受けて、本県でも13年11月から「島根県グリーン調達推進方針」を定め、県のすべての機関で取り組んでいます。

県は、通常の経済活動の主体として地域経済に大きな位置を占めており、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の優先的調達に率先して取り組むことで、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与するとともに、地域経済における環境物品等への需要の転換を促し、持続可能な循環型社会の形成に大きな役割を果たします。

(2) 取組状況

① 環境にやさしい率先実行計画

令和3年3月には「島根県環境総合計画」の策定に伴い、令和3年から令和12年までに平成27年から令和元年度平均比でエネルギー使用量、CO2排出量の10%削減を目標に掲げています。

令和3年度は、前年度に比べ、2.2%減少しました。

② 島根県グリーン調達推進

令和3年度の対象品目全体でのグリーン調達率（対象品目の調達数量に占めるグリーン調達適合品の割合）は83.6%でした。

(3) 参考情報

① 県事務事業における実行計画（環境にやさしい率先実行計画）

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/kencho-co2-diet.html

② 島根県グリーン調達推進方針

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/green_kounyuu.html

《用語解説》

※1 グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン調達も同義。

※2 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、国等の公的部門が契約をする際に、価格だけでなく、温室効果ガス等の排出等、環境への負荷をも考慮すること等を目的とする法律。平成13年施行。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

2. 再生可能エネルギーの導入促進

- (1) 地域振興や産業振興につながる島根の地域資源を活かした導入促進と適切な維持管理の推進
- (2) 行政の率先的な取組
- (3) 県民が一体的となって取り組むための普及啓発

(1) 事業目的

県では、県民、事業者、県、市町村等が一体となって、再生可能エネルギーの導入についての理解を深め、推進することを目的に、2015(平成27)年2月に議員提案によって「島根県再生可能エネルギーの導入の促進に関する条例」が制定され、同年9月には「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」を策定しました。また、2021(令和3)年3月には計画を改定しました。

エネルギーの安定供給や温室効果ガス削減につなげるだけでなく、地域資源を有効に活用し、地域に働く場や活力を生み出しながら、地域活性化の好循環につなげるとともに、災害に強く、地域の住民が安心して暮らせることを目指して取組を進めます。

(2) 取組状況

① 令和3年度における導入状況

基本計画における主な目標に対する再生可能エネルギーの導入の状況は、次のとおりです。

ア 発電量割合

詳細は資料編：表1のとおり

イ 発電設備の出力等

詳細は資料編：表2のとおり

② 令和3年度における主な実施事業の実績

ア 地域振興や産業振興につながる島根の地域資源を活かした導入促進と適切な維持管理の推進

○ 再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業【地域政策課】

自治会等による地域活性化や発電事業者による地域貢献に繋がる再生可能エネルギーの導入に対し、設備導入経費を助成しました。

・実績：民間事業者2件

○ 再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業【地域政策課】

家庭用燃料電池エネファームの普及を図るため、モデル的に設備導入した経費を助成しました。

・実績：個人、民間事業者58件

○ 再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業【地域政策課】

再生可能エネルギー導入のための市町村計画の策定経費や事業化に向けた可能性調査等の経費を助成

・実績：3件

○ 太陽光発電等導入支援事業【地域政策課】

住宅用・事業所用太陽光発電等の設備導入に対し、市町村を通じて、経費を助成しました。

- ・実績：15市町
- 林業・木材産業成長産業化対策事業【林業課】
林地残材等の集荷体制の整備を行う林業事業者等に対し、作業道整備や高性能林業機械等導入にかかる経費を助成しました。
・実績：36件（作業道整備113km、高性能林業機械等導入4台）
- イ 行政の率直的な取組
 - 県における導入促進（水力・風力・太陽光発電）【企業局】
・実績：新規発電所0件、リニューアル2件
（飯梨川第一発電所：3,000kw、八戸川第一発電所1号機：4,999kw）
 - 市町村等に対する技術支援【企業局】
・実績：市町村等3件（継続含む）
- ウ 県民が一体的となって取り組むための普及啓発
 - 再生可能エネルギー普及啓発事業【地域政策課】
小学校でのエネルギー教室や、一般向けの太陽光発電設備の管理に関するセミナー等を実施しました。
・実績：小学校19校
・実績：セミナー5会場
 - 再生可能エネルギー施設見学ツアーの実施など【企業局】
水力・太陽光・風力発電所の各施設の見学ツアー（一般・小学校等）
・実績：10件
 - 森づくり事業（植栽）の実施
・実績：5件

(3) 参考情報

再生可能エネルギーの 利活用情報

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/energy/energy/saisei/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 地域政策課 林業課 企業局施設課 管財課 防災危機管理課	0852-22-5899

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(1) 森林整備の推進

① 森林施業の集約化と森林経営計画の策定・実行による着実な森林整備の推進

(1) 事業目的

小規模・分散している森林をとりまとめて、一体的且つ計画的な森林整備を行うために森林経営計画を策定し、効率的な林業生産活動につなげていくことが重要です。この集約化に必要な所有者や境界の確認や測量、立木調査や森林所有者の同意取り付けなどを行う市町村の取組を支援します。

(2) 取組状況

県では森林所有者や林業事業体に森林経営計画制度の周知を図るとともに、地域に配置した林業普及指導員による支援や県の保有する森林データの提供などを通じて計画作成を推進しています。

令和3年度末現在で、森林経営計画が策定された森林面積は約15万haとなっており、県内民有林面積の約30%をカバーしています。

また、令和3年度は、県内の9市町において、「森林整備地域活動支援交付金」を活用し、森林所有者や施業履歴など森林情報の収集や、森林境界の明確化等を行い、施業地の集約化に取り組みました。

(3) 参考情報

「森林整備地域活動支援交付金」の概要（県ホームページ）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/koufukin/>

《用語解説》

※1 森林経営計画制度

森林所有者や森林経営の委託を受けた者（森林組合等）が一体的なまとまりのある森林を対象として、単独または共同で伐採・造林や路網（作業道）、保育（間伐等）などに関する5年間の計画を作成し、市町村長等の認定を受けるものです。森林経営計画を作成すると、様々な支援措置（保育作業等への補助金、税制面の優遇措置等）を受けられ、計画的に森林の手入れを進めることができます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課	0852-22-5179

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(1) 森林整備の推進

② 水と緑の森づくり税を活用した生活環境を守る森づくり

(1) 事業目的

水源かん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組みます。

(2) 取組状況

水と緑の森づくり税を財源とした「再生の森事業」により平成17年度から令和3年度までに合計10,702haの荒廃森林を伐採し、荒廃森林の再生に取り組みました。

また、「集落周辺里山整備事業」により、令和2年度は5集落、令和3年度は6集落から要望を受け、荒廃里山林を整備しました。令和4年度以降さらに取組を推進していきます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課	0852-22-5166

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(1) 森林整備の推進

③ 森林環境譲与税を活用し森林整備を実施する市町村への支援

(1) 事業目的

経営管理が十分でない森林を、市町村を通じて林業事業体に再委託し、適正な経営管理を行う「森林経営管理制度」が令和元年度から始まり、必要な財源は「森林環境譲与税」を活用することとされました。

市町村が早期に自立して制度を運用できるようにするため、市町村の職員育成や体制強化を図ります。

(2) 取組状況

制度を運用する市町村に林業の専門技術職員がいないことから、市町村が設置している「森林経営推進センター」に県から技術職員を派遣し、市町村業務のサポートを行っています。

令和3年度は地域協議会や個別協議等を通じ市町村への技術支援を行い、本制度に基づき、経営管理権及び経営管理実施権の設定を行いました。

《用語解説》

※1 森林環境譲与税

平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、「森林環境税」（令和6年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与）が創設されました。森林環境譲与税は、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課 林業課	0852-22-5179

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(2) 県民参加の森づくりの推進

- ① 森林ボランティアの育成・里山保全の活動等を行うボランティアの支援
- ② しまね森林活動サポートセンターの活用による県民の森づくり機会の創出

(1) 事業目的

企業、県民等による森林保全活動を促進し、森林の持つ多面的機能の発揮につなげます。また、しまね森林活動サポートセンターと連携し、県民が主役となり、協働して森づくりに取り組む意識を醸成します。

① しまね企業参加の森づくり制度【森林整備課】★

県と市町村、森林組合が連携して、企業と森林所有者との調整役となり、企業等の主体的な森林保全活動を支援します。

② 県民参加の森づくり事業【林業課】★

県民自らが企画・立案した自主的な森づくり活動や県産木材の利用促進活動、森林環境学習等を支援します。

③ 島根森林技術ボランティア活動サポート制度【林業課】

森林に関する支援を必要とする県民に対し、専門家（サポーター）を紹介し、森林活動などをサポートします。

(2) 取組状況

① しまね企業参加の森づくり制度（資料編：表1）★

令和3年度 活動団体：10団体

整備森林：96ha

② 県民参加の森づくり事業（資料編：表2）★

令和3年度県民参加の森づくり事業

県民参加者数：12,783人

③ 島根森林技術ボランティア活動サポート制度

令和3年度 サポーター紹介人数：38人

(3) 参考情報

しまね企業参加の森づくり制度については、平成22年度に創設した「島根CO2吸収認証制度」と連動させ森林整備活動の実績をCO2吸収量として認証します。

★は、第1章—第3節—(1)—③と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課 森林整備課	0852-22-6003

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(2) 県民参加の森づくりの推進

③ 次世代の森づくりを担う高校生を対象とした林業講座や体験学習の実施

(1) 事業目的

就職や進学を控えた高校生の多くにとって、建設業や福祉関係と並んで林業が選択肢となるような状況をつくるため、高校生向けの林業教育を強化し、次世代の森づくりを担う多くの若者の確保を目指します。

(2) 取組状況

高校の進路指導担当者への働きかけを通じて、高校生への林業教育の実施、高性能林業機械に直接触れる体験型研修、林業事業者や農林大学校の見学など、林業を職業選択に導く教育プランを実行する高校を増やし、恒常的な林業教育の定着を進めています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課	0852-22-5104

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(3) 木材の利用促進

① 島根県産木材を使用した建物や製品に対する島根CO2固定量認証制度の普及

(1) 事業目的

県産木材使用による地球温暖化防止への貢献をCO2固定量の認証として県が認証することにより、県民の森林や地域環境への関心を高めるとともに、県産木材の消費拡大につなげます。

(2) 取組状況

令和3年度までの認証量：11t

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課	0852-22-6541

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(3) 木材の利用促進

- ② 民間建築物における県産木材利用の普及支援や建築士等への木材利用セミナーの開催
- ③ 県産木材を積極的に使用する建築士・工務店の認定制度の普及
- ④ 公共建築物における県産木材の利用促進
- ⑤ 需要者ニーズに応じた効率的・安定的な木材供給体制の整備

(1) 事業目的

木材は、環境負荷が少なく炭素を固定したまま、有効活用することが可能なので、建築物における県産木材利用を推進します。

また、公共建築物等における木材の利用を進めるため、平成22年12月に「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」、「島根県木材利用率先計画」（平成31年4月更新）を策定し、木造化・木質化の目標・対象・取組方法を定め各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果を図ります。

(2) 取組状況

- ① 令和3年度は、建築士や工務店を対象に県産木材を積極的に使用した木造非住宅の見学会の実施や、木造設計マニュアルなどを配布し、県産木材の普及啓発等を行いました。
- ② 令和2年度から県産木材を積極的に使用する建築士・工務店の認定制度を開始しました。令和3年度末現在、県産木材の安定的な供給体制を構築するため、木材製品を供給する製材工場等とグループ化した151の工務店と、178の建築士を認定しています。

また、これら認定工務店等による県産木材利用の取組を支援しました。

- ・ 県産木材住宅助成 新築166棟 増改築7棟 計173棟
- ・ 県産木材非住宅助成 新築18棟
- ・ 非住宅建築物への設計支援 3件

- ③ 県では、駐在所などの公共施設、治山・林道等の公共土木工事などに県産木材を活用しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課	0852-22-6749

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(3) 木材の利用促進

⑥ 原木生産と再生林の低コスト化及び製材力の強化

(1) 事業目的

収穫期を迎え伐採された木材は、炭素を固定したまま、有効活用することが可能で、環境負荷の少ない資源です。

島根県の人工林は、大半が利用期を迎えており、主伐・再生林により適切な更新（若返り）が必要です。しかし、木材価格の低下等により、森林経営（植栽から伐採までの1サイクル）の収支は赤字となっており、森林所有者の意欲減衰により放置される人工林の増加が懸念されます。

植栽から伐採までの森林経営収支を改善し、「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の定着・拡大を図るため、林業の生産現場における原木生産と再生林の低コスト化を進めつつ、高値で取引される製材用原木の需要拡大に取り組みます。

(2) 取組状況

① 循環型林業に向けた原木生産促進事業【林業課】

・利用期を迎えた人工林の伐採と再生林を促進し、製材用原木の出荷量拡大を図るため、製材用原木の出荷割合に応じた搬送経費の一部を助成しました。

・令和2年度から、原木生産の低コスト化に資する高性能林業機械等の新規導入経費の一部を助成する事業を開始しました。

② 造林事業、林業種苗供給事業【森林整備課】

・植栽から伐採までの1サイクルの黒字化により、森林所有者が意欲的に原木生産に取り組むよう植栽から保育にかかる経費を助成しました。

・低コスト再生林を推進するため、一貫作業の推進と、一貫作業に適しているコンテナ苗の得苗率の向上や生産規模拡大に取り組む生産者に対して支援を行いました。

③ 製材力強化事業、製材工場の施設改良等機能強化事業【林業課】

・製材工場の新設・規模拡大を支援する取組みを進めるとともに、既存製材工場の製材力強化や高品質・高付加価値化を進めるため、施設改良等の支援やJAS認定取得の支援を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課 森林整備課	0852-22-5168

令和4年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

4. 気候変動への適応

(1) 推進体制の整備

- ①「島根県気候変動適応センター」を中心とした連携体制の整備
- ②気候変動や適応策に関する情報やデータの収集・提供
- ③適応に向けた県民や事業者への普及啓発・相談対応

(2) 分野別の対応

- ①気候変動による農林水産業への影響把握と対応
- ②水環境や水資源に及ぼす影響把握と対応
- ③県内の生物多様性への影響把握と保全活動の推進
- ④大型台風や集中豪雨に対する減災・防災対策の推進
- ⑤気温上昇に伴う熱中症予防や感染症対策
- ⑥経済活動、県民生活に及ぼす影響把握と対応

(1) 事業目的

近年、気温の上昇（猛暑日の増加など）、大雨（記録的短時間大雨など）の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、地球温暖化に伴う気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大することが懸念されています。

島根県においても、年平均気温が上昇傾向にあり、地球温暖化に伴う気候変動は現実になり始めています。

このような既に起こりつつある、または起こりうる気候変動に対処するには、温室効果ガスの排出削減である「緩和策」とともに、被害を回避・軽減する「適応策」も重要となっています。

島根県気候変動適応センターでは、国立環境研究所及び同所内の「気候変動適応センター（C C C A）」をはじめ、県内外の気候変動に関する調査研究を行う機関との連携を通じて以下の業務を実施します。

- ①気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理及び提供
- ②事業者や県民等からの気候変動適応に関連する相談への対応及び情報発信
- ③気候変動影響及び適応に関する調査、研究

(2) 取組状況

令和3年4月、島根県保健環境科学研究所に、全国で27番目となる「島根県気候変動適応センター」を開設しました。

県関係部局の適応策などを集約してホームページで公表するなど情報発信を進めており、今後も関係研究機関等と連携し、県民や事業者などへの情報提供などに取り組んでいきます。

- ①県内事業所等に対する気候変動適応例の募集及び適応例の紹介
- ②「島根県気候変動適応センター」リーフレットの作成及び配布、ホームページによる情報発信
- ③気候変動適応に関する県研究機関等の情報交換会の実施

(3) 参考情報

島根県気候変動適応センターHP

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/chosa/tekiou_center/

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(1) 3Rについての普及啓発・意識醸成

- ① 県民及び事業者における環境に配慮した取組の推進（省資源等に資する製品の選択、サービスの利用、3Rの実践など）

(1) 事業目的

県民生活や事業活動において環境に配慮した取組を定着させるため、資源の有効利用や循環利用について、普及啓発を実施します。

(2) 取組状況

3Rに関する取組を行う企業・団体やリサイクル製品の情報を県民及び事業者に向けて発信しました。

- ① ホームページやパンフレットによる広報（しまエコショップ、しまねグリーン製品など）
- ② 啓発広報動画作成及び配信（しまエコショップ）

(3) 参考情報

ホームページ（特設サイト）

- ① しまエコショップ

<https://shop.shima-eco.net/>

- ② しまねグリーン製品

<https://green.shima-eco.net/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(2) 市町村との連携等

- ① 市町村の廃棄物処理体制の見直しの際の助言
- ② 先進的な取組についての情報提供

(1) 事業目的

市町村への助言及び有益な情報の収集・提供を実施することにより、一般廃棄物の減量化、再利用、再生利用（3R）の取組を促進します。

また、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築に向けて、市町村と連携して広域的かつ計画的なごみ処理施設の整備を推進します。

(2) 取組状況

市町村が廃棄物の3Rを推進するため、総合的に廃棄物処理施設の整備を進める「循環型社会形成推進地域計画」※1を策定する際、必要な技術的助言を行うとともに、県内外における他の市町村等の3Rの推進に関する先進的な取組を収集し、提供を行っています。

なお、「島根県環境総合計画」（令和3年3月）に掲げるごみ処理の広域化に向けた施策を推進するための基本的な考え方を示すものとして、令和4年3月に「島根県ごみ処理広域化・集約化計画」を改定しました。

《用語解説》

※1 循環型社会形成推進地域計画

一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、国庫補助制度による支援が不可欠です。環境省の補助金・交付金は、この計画に位置づけられた施設（ストックヤード、リサイクルセンター、ごみ焼却施設、最終処分場等）整備に対して交付されます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6419

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(3) 再資源化などの推進

① 廃棄物の発生抑制や再生利用等に関する基礎研究や技術開発の支援

(1) 事業目的

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量を促進し、これによって産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化を図ることを目的に、県内事業者等が行う研究開発を支援するとともに、島根県産業技術センター等の公設試験研究機関においてその技術に関する基礎研究を行い、県内事業者等の活動を支援しています。★

(2) 取組状況

① 資源循環型技術補助事業 ★

令和3年度において、以下のとおり県内事業者等が行う研究開発を支援しました。

ア 粘土原料の水分制御による廃棄瓦の発生抑制（令和2年度より継続）

イ 酒粕、酒造白糠で製麴した麴の製造法の研究（令和2年度より継続）

② 資源循環型技術基礎研究実施事業 ★

令和3年度において、以下のとおり公設試験研究機関において基礎研究が行われました。

ア 陰イオン吸着材の最適化による鉍さい中のフッ素の固定化

イ 食品加工で生じる廃棄物の減量化及び高付加価値化

ウ ハイドロキシアパタイトによる鉍さい中のフッ素の不溶化

エ 農産未利用資源および食品製造副産物の活用技術開発

★は、第5章－第3節－(1)－③と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 産業振興課	0852-22-6019

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(3) 再資源化などの推進

② 廃棄物の減量化や再資源化に効果のある施設設備の導入・更新への支援

(1) 事業目的

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による減量その他適正な処理の推進に係る施設及び設備（以下「施設等」という。）の整備費を助成し、その整備を促進することにより、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の早期実現を目指します。

(2) 取組状況

「産業廃棄物3R推進施設等整備費補助金」により、令和3年度は4種類5件の事業について、産業廃棄物処理業者が実施する施設等の整備費用の一部を助成しました。（資料編：表1）

事業実施に当たっては、助成対象となる事業内容の周知を行うとともに「フォローアップ調査」として補助事業者に対して前年度の施設等の利用実績や意見等の照会を行い、制度等の見直しにつなげるための取組を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6167

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(3) 再資源化などの推進

③ 県内の優れたリサイクル製品の利用促進

④ 発生抑制や再生利用など環境配慮型経営に向けた事業者への支援

(1) 事業目的

循環型社会の形成にむけて、有用な資源の循環的な利用や、リサイクル製品の利用を促進。

(2) 取組状況

① しまねグリーン製品の認定及び利用促進

循環資源※1を利用した製品の利用促進を図ることにより、廃棄物の発生抑制や、再資源化を推進するため、県の定めた認定基準を満たしたリサイクル製品を、しまねグリーン製品+(プラス)※2として認定しました。(認定製品数：23社 109製品)

また、しまねグリーン製品の利用を拡大するため、下記の支援等を行いました。

ア 展示会に係る出展費用の補助

イ 県、市町村の公共工事での利用に関する補助

ウ パンフレット作成及び業界紙等での広報 等

(3) 参考情報

しまねグリーン製品に関するホームページ

<https://green.shima-eco.net/>

《用語解説》

※1 循環資源

循環型社会基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等）のうち有用なものを指します。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるといえます。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的に捉え、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念です。

※2 しまねグリーン製品・しまねグリーン製品+(プラス)

循環資源を利用した製品の普及・利用促進を図るため「しまねグリーン製品認定制度」で認定された製品。

循環資源の再資源化を推し進め、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の形成及び地球温暖化の防止を図ると同時に環境に配慮した県産品を育成しています。

令和3年度より、脱炭素化への寄与を認定基準に加えた「しまねグリーン製品+(プラス)」として新規・更新の認定を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

① 多量に排出する事業者に対する発生抑制や再生利用等の指導

(1) 事業目的

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して、排出抑制、分別、再生利用及び適正処理に関する指導を行い、廃棄物の減量化を進めます。

(2) 取組状況

産業廃棄物の多量排出事業者（年間排出量1,000t以上、特別管理産業廃棄物については50t以上）に対して、産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告の提出を指導しました。また、計画書、実施状況報告についてホームページで公開しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6302

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

② 建設リサイクル法や自動車リサイクル法などに基づく事業者への指導・監視

(1) 事業目的

建築物等の分別解体や再資源化、また廃自動車の適切な引取や再資源化を促進することにより、廃棄物の減量化を推進します。

(2) 取組状況

年2回、労働基準監督署及び市町村、建設部局、保健所と連携して建築物等の解体工事への現場パトロールを実施し、分別解体の徹底（石綿含有建材の分別等）による廃棄物の減量化及び発生した廃棄物の適正処理（フロン類やPCB）を指導しています。

また、使用済自動車の再資源化等に関する法律※1に基づき、廃自動車が最終的に資源として活用されるために、県の許可を受けた解体業者及び破砕業者に対して有用物品やタイヤ、エアバックなどの適正な回収及びプレス・せん断された廃自動車のシュレッダー業者等への適切な引き渡し等について指導しています。

《用語解説》

※1 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)

平成17年1月から施行された使用済自動車の再資源化に係る法律。資源としての価値が高い使用済自動車について、自動車の所有者、自動車製造業者、都道府県の登録を受けた引取業者及びフロン回収業者、都道府県の許可を受けた解体業者及び破砕業者それぞれの役割を分担することによって、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保などを図っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6302

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

③ 容器包装リサイクル法、小型家電リサイクル法等の県民への普及啓発

(1) 事業目的

県民への容器包装リサイクルや小型家電リサイクルの法制度を周知し、有効利用がなされるようにします。

(2) 取組状況

容器包装リサイクル法に基づき、「第9期島根県分別収集促進計画」を定め、市町村と連携し、分別収集・再商品化を推進しています。

また、小型家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法について法制度、パンフレットなどの周知を行っています。

(3) 参考情報

第9期島根県分別収集促進計画

(廃棄物対策課ホームページ > 「分別収集促進計画」の部分)

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/ippan_haikibutsu/

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6302

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

1. 3Rなどの推進

(4) 個別リサイクル法などによる3Rの推進

④ 農畜産分野での3Rの推進（家畜排泄物の堆肥化や、農業用廃プラスチックのリサイクルなど）

(1) 事業目的

家畜排せつ物に起因する環境汚染を防ぐため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」※1に基づき、家畜排せつ物の適正処理を推進します。

農業用廃プラスチックについて、リサイクルを基本とした適正処理を推進します。

(2) 取組状況

① 土壌還元の促進

家畜排せつ物の有効な利活用を促進するため、耕種農家に堆肥利用マップを提供し、耕畜連携の取組みを推進しています。

② 実態把握と指導体制の整備

畜産業に起因する環境汚染の改善を図るため、各農林水産振興センター等が市町村と連携して環境汚染の実態を把握し、畜産の経営形態に即した具体的な指導を実施しています。

③ 助成・融資などの措置

家畜排せつ物を適正に処理するために施設整備等を行う畜産農家に対して、各種補助事業やリース事業、融資事業の活用を支援しています。（資料編 参照）

④ 農業用廃プラスチックの処理

農業用廃プラスチックは、県内各地域に適正処理推進協議会が設置され、県全体で適正処理の推進を図っています。

《用語解説》

※1 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的とする法律

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農畜産課	0852-22-5112、5827

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(2) 食品ロスの発生抑制

③ 食品ロスに関する消費者教育の推進（出前講座、啓発資料の作成・配布など）

(1) 事業目的

持続可能な社会の実現にむけて、食品ロスに関する知識や取組の普及を通じ、食べ物を無駄にしない意識の醸成と、その定着を図ります。

(2) 取組状況

① 消費者問題出前講座の実施

食品ロス削減を含む消費者問題に関する出前講座を県内の教育機関（小中学校、高等学校、高専、大学、各種専門学校等）、職場等で実施しました（実施回数：59回、受講者数：3,411名）。

② リーフレットを活用した授業の実施

啓発リーフレット「未来を変える エシカル消費」を県内中学校、高等学校等へ配布し、本リーフレットを活用した授業が実施されました（実施：29校、配布数：4,191部）。

③ 消費者月間における取組

毎年5月の消費者月間における取組として、県内各所でタペストリーを活用したパネル展示、啓発資料の配布を実施しました。

・パネル展示実施会場

島根県立図書館1階ホール、島根県庁本庁舎1階ロビー、松江地方合同庁舎1階ロビー

④ 啓発資料の作成

食品ロスやエシカル消費※1に関する内容を記載した広報誌や啓発資料を作成し、県内市町村や学校等へ配布したほか、啓発用タペストリーや啓発用素材（4コマ漫画）を制作し、市町村や団体等へ貸出を行いました。

ア 広報誌「くらしの情報」

発行年3回（8、12、3月） 発行部数計：27,000部

イ 啓発リーフレット「未来を変える エシカル消費」

作成数（累計）：6,000部

ウ 啓発用素材（4コマ漫画）

制作数：10編

⑤ 啓発資料の活用

(3) 参考情報

① 消費者問題出前講座について

消費者問題出前講座に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/shohi/center/demaekouza/>

② エシカル消費について

エシカル消費に関する県ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/shohi/kurasi_info/ethical.html

③ 消費生活情報について

県が提供する消費生活関連情報ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/shohi/kurasi_info/

《用語解説》

※1 エシカル消費（倫理的消費）

地域の活性化や雇用等を含む人や社会・環境等に配慮した消費行動のこと。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境生活総務課	0852-22-5103

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(2) 食品ロスの発生抑制

⑤ 学校等での「食育」における食品ロス削減の推進

(1) 事業目的

学校等において「食育」における食品ロス削減の推進の啓発を行っています。

(2) 取組状況

- ① 栄養教諭や学級担任を中心に命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、給食の時間や教科等を通じて、子どもたちへの理解と実践を促進しています。
- ② 学校給食関係者の研修等で地場産物活用や食育において、食品ロスの削減に向けた取組を促進しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 保健体育課	0852-22-5425

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(3) 未利用食品等の活用

- ② 賞味期限前の災害時用備蓄食料の有効活用（市町村、社会福祉施設等への提供、防災講習会等での活用）

(1) 事業目的

備蓄物資整備計画に基づき更新する災害時用備蓄食料について、賞味期限前に関係機関に提供し有効活用する。

(2) 取組状況

賞味期限前（おおよそ6月前）に、市町村、社会福祉協議会等へ需要を照会し、賞味期限前（おおよそ3月前）に提供している。

令和3年度実績：乾パン7,424食、アルファ化米14,750食、粉ミルク56缶、飲料水3,7200

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 防災危機管理課	0852-22-6380

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(3) 未利用食品等の活用

③ 食品廃棄物の活用促進（飼料化、肥料化、エネルギー化など）

(1) 事業目的

食品残さ等を原料とした飼料や肥料の製造・販売の適切な実施により、飼料や肥料の安全性を確保するとともに、食品循環資源の再生利用を促進します。

(2) 取組状況

①飼料化

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、食品残さを原料とした飼料の製造・販売を実施する事業者からの各種届出の受理及び立入検査を実施しています。

今後更に、食品残さ等の再利用を促進する意義について、県民や事業者へ普及啓発が必要です。

一方、家畜飼料としての再利用は、家畜伝染病予防の観点から加熱処理等が厳格化され、その安全性が重視されることから、慎重に取組を進めていく必要があります。

②肥料化

「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、食品残さを利用して堆肥を生産する事業者から届出を受けています。

また、県で開発した堆肥高温発酵処理システムやエア供給装置を普及することで食品残さの堆肥化を進める必要があります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農畜産課	0852-22-5112、5137

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(1) 組織的な推進

- ① 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」による他自治体との連携協力
- ② 「島根県食品ロス削減庁内連絡会議」による関係部局の連携推進
- ③ 官民連携による普及啓発（「しまねエコライフ推進会議」等との連携）

(2) 食品ロスの発生抑制

- ① 家庭での食品ロス削減の推進（計画的な購入・調理、使い切りなど）
- ② 宴会や外食での食品ロス削減の推進（30・10運動）
- ④ 事業者と連携した普及促進（食品関連事業者、業界団体等との連携）

(3) 未利用食品等の活用

- ① フードバンク活動への支援

(1) 事業目的

全国の自治体、関係部局、県内団体等と連携し、家庭や外食における食品ロス※1の発生抑制に向け、食べ物を無駄にしない意識の醸成・定着や、具体的な実践を促す啓発を実施します。

(2) 取組状況

- ① 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」※2に参加し、全国の食品ロスの取組事例を収集するとともに、県内市町村にも共有し、食品ロス削減に向けた取組の推進を図りました。
- ② 島根県食品ロス削減庁内連絡会議を通じ、関係部局と連携した食品ロスの取組の推進を図りました。
- ③ 家庭での食品ロスを削減するため、県連合婦人会と連携し、「食材の使い切り」や「食べ残し削減」の普及啓発を実施しました。
- ④ 宴会での食べ残しを削減するため、県内市町村や関係団体を通じて「30・10運動」※3の取組を呼びかけました。
- ⑤ 県内の小売店舗と連携し、すぐに食べる食品を購入する際は商品棚の手前から取ろうという「てまえどり」の取組を呼びかけるとともに、新聞等のメディアやSNSを活用した広報も実施しました。

(3) 参考情報

おいしい食べきり運動（食品ロスの削減）に関する県ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/oishiitabekiri.html>

《用語解説》

※1 食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。

※2 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワーク。

※3 30・10運動

「乾杯後 30 分間 は席を立たずに料理を楽しみましょう」、「お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、宴会時に発生する食品ロスの削減につなげる取組。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 環境生活総務課 地域福祉課 健康推進課 青少年家庭課 薬事衛生課 しまねブランド推進課 農畜産課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(1) 事業者指導及び監視強化

① 排出事業者や産業廃棄物処理事業者等への立入・指導による適正処理の推進

(1) 事業目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく監視指導を通じて産業廃棄物の適正処理の確保を図るとともに、不法投棄の防止を徹底します。

(2) 取組状況

産業廃棄物の排出事業者及び産業廃棄物処理業許可業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入検査等を継続的に行い、産業廃棄物の適正処理を指導しています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6563

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

- (1) 事業者指導及び監視強化
 - ② 優良な産業廃棄物処理事業者の育成

(1) 事業目的

産業廃棄物処理業の許可を申請する者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設や申請者の能力及び経理的基礎等の審査を行うことで、産業廃棄物の適正な処理が行われることを目的としています。

(2) 取組状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基準により審査を行い、産業廃棄物処理業の許可を行っています。

また、産業廃棄物の適正処理を推進するためには、排出事業者が信頼性の高い処理業者を選択できる仕組みを構築することが必要であり、通常の利用基準よりも厳しい基準（優良基準）をクリアした産業廃棄物処理業者について県が認定するなど、優良な処理業者を育成する取組みも行っています。認定事業者については県のホームページにより公開しています。

併せて、（一社）しまね産業資源循環協会と連携し、産業廃棄物処理業者が優良認定産業廃棄物処理業者となるためのプロセス等についての講習会等を実施しています。

(3) 参考情報

優良産廃処理業者認定事業者一覧

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/haiki/sangyo_haikibutsu/hyokalist.html

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6302

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(1) 事業者指導及び監視強化

- ③ 不適正処理の撲滅（市町村や警察などと連携した監視パトロール、監視カメラなどの設置）
- ④ 関係機関と連携した情報共有と対応（「島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」などとの連携）

(1) 事業目的

未だ根絶に至っていない不法投棄などの不適正処理を防止します。

(2) 取組状況

不法投棄されやすい地域を重点監視地域に指定し、啓発看板や監視カメラの設置、不法投棄監視モニターの配置を行い、市町村とも連携して定期的なパトロールを実施しました。また、保健所に配置された警察職員OBの廃棄物適正処理指導員により、県警と連携した不法投棄防止の活動を行いました。

環境省、海上保安庁、県警本部、（一社）しまね産業資源循環協会から構成される「島根県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」による一斉監視パトロールを春と秋の年2回行うと共に、環境保全への理解と関心がある企業等の協力団体による日常業務での監視パトロールや通報を行うなどの連携を行っています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）廃棄物対策課	0852-22-6790

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

- ① 市町村の一般廃棄物処理施設の整備・維持管理への助言
- ② 市町村の一般廃棄物処理計画の見直しの際の助言

(1) 事業目的

一般廃棄物の処理は市町村の責務となっており、市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により一般廃棄物処理計画を定め、同計画に基づき、適正処理を推進するとともに、同計画に沿って施設整備を進めます。県は市町村の取組の支援を行うことで、一般廃棄物の適正処理の推進及び、施設整備の確保を図ります。

(2) 取組状況

市町村が廃棄物の適正処理を推進するため施設整備を行う際や、一般廃棄物処理計画の見直しを実施する際に、必要な技術的助言を行います。

また、処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜立入検査を行います。

なお、令和4年3月に、持続可能な適正処理の確保に向けて、「島根県ごみ処理広域化・集約化計画」を改定しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6419

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

③ 公共関与産業廃棄物最終処分場の確保

(1) 事業目的

産業廃棄物の最終処分場については、民間での新規設置が困難な状況であり、適正処理を進めるため、公共関与による最終処分場を確保する必要があります。

(2) 取組状況

事業者、市町村、県が出捐して（財）島根県環境管理センターを平成4年3月に設立して、県全域から産業廃棄物を受け入れるために、「クリーンパークいずも」を整備し、平成14年4月から供用しています。

平成19年11月に管理型第2期処分場、平成28年12月に管理型第3期処分場の整備を行い、平成29年3月に供用を開始しました。（埋立容量：67万 m^3 ）

なお、当センターは、島根県における産業廃棄物の広域的な処理の確保を図るため、平成12年12月に国から「廃棄物処理センター」の指定を受けています。

また、平成23年4月に県の認定を受けて、公益財団法人へ移行しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6167

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

④ 安全で信頼のできる産業廃棄物処理施設を設置するための指導

(1) 事業目的

産業廃棄物処理施設※1を設置しようとする者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当該施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長。本県の場合、松江市長）の許可が必要です。産業廃棄物処理施設には、生活環境保全上の支障を生じさせないよう構造基準、維持管理基準等が定められています。

また、島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱※2において設置許可の申請に先立ち、関係住民への説明等を求める事前協議制度を定めています。

こうした法律や基準、指導要綱の趣旨に沿った施設の設置を進め、住民の理解と安全で信頼できる施設の確保を図ります。

(2) 取組状況

令和3年度は産業廃棄物処理施設に関する3件の設置許可申請に対して、許可要件に適合しているか審査を行いました。（松江市内のものを除く）

また、4件の事前協議手続きを実施しました。（松江市内のものを除く）

令和3年度末における県内の産業廃棄物中間処理施設の設置数は234施設、産業廃棄物最終処分場の設置数は17施設です。詳細については、資料編：表1及び2に記載しています。

《用語解説》

※1 産業廃棄物処理施設

廃プラスチック類処理施設、最終処分場その他の処理施設であって政令で定めるものをいいます。

※2 島根県産業廃棄物の処理に関する指導要綱

産業廃棄物の適正な処理を推進するために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、平成5年に制定されました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6151

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(2) 施設整備の推進

⑤ 産業廃棄物処理施設に対する立入検査等による適正な維持管理を確保

(1) 事業目的

稼働中の産業廃棄物処理施設は維持管理基準等に基づいた適切な管理が求められます。

産業廃棄物処理施設の不適正な管理による生活環境の保全上支障が生じないように稼働中の施設に対する監視・指導等を実施し、施設の適正管理の推進を図ります。

(2) 取組状況

令和3年度は産業廃棄物処理施設への立入検査を51件実施し、必要に応じて指導を行いました。
(松江市内のものを除く)

また、産業廃棄物最終処分場に対する監視の一環として、産業廃棄物最終処分場における放流水等及び地下水の水質の調査を行っています。令和3年度は6施設において放流水・浸透水及び地下水等中の有害物質等を測定した結果、1施設において法令に基づく基準(自らの維持管理計画に定める基準)を超過していました。基準を超過した1施設については、改善指導等を行い、その後の測定では基準値以内であることを確認しています。詳細については、資料編:表1のとおりです。

産業廃棄物焼却施設における排ガス中のダイオキシン類濃度を調査した結果は、全ての産業廃棄物焼却施設について排出基準以内であることを確認しています。詳細については、資料編:表2のとおりです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-6151

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(3) 災害廃棄物の処理 [災害廃棄物処理計画参照]

① 研修等を通じた災害廃棄物処理計画の実効性向上

(1) 事業目的

災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物の処理主体である市町村が作成する災害廃棄物処理計画の実効性を高めていく必要があります。

このため、助言及び研修による実効性の向上を図ります。

(2) 取組状況

災害廃棄物処理計画には災害廃棄物の処理に必要な様々な事項が記載されていますが、発災後2週間以内の初動期の対応能力を高めるため、初動対応についてより具体的な手順を示した「災害廃棄物処理に係る初動対応マニュアル」を作成しました。このマニュアルをもとに、県、市町村及び一部事務組合、災害協定締結団体の担当者を対象としたリモート図上訓練及びワークショップを実施し、発災時の情報収集・報告の手順について理解を深めるとともに、マニュアルの改善について議論しました。

これらの訓練を通じて災害廃棄物処理に関する担当者の知見を深めること等により、県内における災害廃棄物処理計画策定済の市町村は令和3年3月末時点では9市町でしたが、令和4年3月末時点では14市町まで増えています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(3) 災害廃棄物の処理 [災害廃棄物処理計画参照]

② 環境省や中国地方4県などとの大規模災害時における広域連携・協力体制の推進

(1) 事業目的

大規模災害時においては、人材、資機材の確保及び専門的な知識を有した者の助言が不可欠です。また被災地の早期復興に向けて、災害廃棄物の早急な処理が必要です。このため、環境省、隣接県との連携及び協力体制の構築を推進します。

(2) 取組状況

災害廃棄物が大量に発生した際の環境省や隣接県との連携や協力体制について、中国地方の災害廃棄物対策ブロック協議会・幹事会で検討を行いました。また、同協議会で定めている災害廃棄物対策行動計画について、実効性を高めるため、訓練等を通じて改定に向けた検討を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課	0852-22-5261

令和4年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

3. 適正処理の推進

(4) 海岸漂着物対策の推進 [海岸漂着物等対策推進地域計画参照]

- ① 海岸管理者、市町村、地域住民等との連携による海岸漂着ごみの円滑な処理
- ② プラスチックごみをはじめとする海岸漂着ごみの発生抑制（環境学習などを通じた普及啓発）
[第4章－1参照]

(1) 事業目的

- ① 海岸管理者や市町村と連携し、海岸漂着物を速やかにかつ円滑に処理します。★
- ② 海岸漂着ごみの由来などを学習することで、発生抑制につなげます。★

(2) 取組状況

- ① 海岸管理者や市町村と連携し、国内外から漂着しているごみの回収をボランティア、業者委託等により実施しています。令和3年度は海岸を保有している10市町村で実施し、プラスチック類や流木など合計762tの海岸漂着ごみを回収・処理しました。★
- ② 海岸漂着ごみの発生抑制事業として、小学生を対象に海岸漂着ごみの調査をおこない、海岸漂着ごみの由来を学習するなどの普及啓発活動を実施しました。その他に海岸漂着ごみの組成調査を実施しました。★

★は、第1章－第3節－(1)－⑩と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 廃棄物対策課 環境政策課	0852-22-6739

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(1) 学校等での環境教育の推進

- ① 専門的な知識や豊富な経験のあるアドバイザーの派遣
- ② 未就学児及び保護者を対象とした体験活動を通じた学びの支援
- ③ 小中学校・高等学校・特別支援学校における地域の教育資源（ひと・もの・こと）を生かした実践的な学習の推進
- ⑤ 教育におけるICT活用などの実践支援（授業で活用可能なデータの提供）

(1) 事業目的

多くの県民に環境問題に関心を持ってもらい、自ら考え、課題や展望を見出し、具体的な行動に結びつけてもらうため、学校等において発達の段階に応じた環境教育を推進します。併せて、家庭における家族への波及も促進します。

学校においては、持続可能な社会の実現を目指し、児童生徒の環境問題への関心を高めるとともに、人間と環境の関わり方や環境に対する人間の責任・役割について理解させ、環境の保全やよりよい環境の創造に向け、生涯にわたって主体的に行動できる能力や態度を育成することが大切です。

そのためには、以下のことが求められます。

- ①教育課程への適切な位置付けと、年間指導計画に基づいた指導
- ②全教職員の共通理解と推進体制の確立
- ③地域の人材や自然、素材（ひと・もの・こと）を生かした学習活動の工夫

(2) 取組状況

① しまね環境アドバイザー制度【環境政策課】★1

環境の専門家を「しまね環境アドバイザー」※1として登録し、県内の学校や子供会、自治会、婦人会、企業等で行われる学習会やイベント等に派遣しました。

令和3年度 しまね環境アドバイザー 22名

派遣実績 学校 36校 自治会等 15件

② しまね出前講座 ★1

環境学習の一環として、次の出前講座を実施しました。

ア 宍道湖・中海環境出前講座「宍道湖・中海の水環境を考える」【環境政策課】

身近な河川や湖の水環境の現状を話し合い、自分達にできる水質保全対策について考えました。

令和3年度受講実績 学校 31校 参加児童・生徒数 1,134名

イ 下水道出前講座「下水道ってな～に？」【下水道推進課】

家庭での生活排水対策の意識向上を目的として下水道のしくみや役割を実験などによりわかりやすく解説しました。

令和3年度受講実績 学校 37校 参加児童・生徒数 1,441名

令和4年版環境白書

③ 親子で取り組む環境活動促進事業【環境政策課】

幼・保育園児等の未就学児や小学校の児童とその保護者に対して、親子で簡単に取り組める環境配慮行動を紹介し、環境問題への関心を高めました。

ア 親子で取り組むミニエコ講座の開催

地球温暖化に関する絵本の読み聞かせや、マイバックを作るワークショップ等を実施しました。

令和3年度実施園数：33園

イ しまねっこチャレンジ

親子で簡単に取り組めるワークシートを配布・回収し、家庭における省エネ行動を促しました。

令和3年度実施園数：42園

ウ 夏休み省エネチャレンジシート

小学校4年生とその保護者に対して、親子で環境配慮行動を体験するワークシート制作支援等を実施しました。

令和3年度実施学校数

出雲市内小学校：19校／34校

浜田市内小学校：14校／16校

④ 小・中学校の取組は資料編：「① 小中学校（義務教育学校）の取組」のとおりです。

【教育指導課】

⑤ 県立学校の取組は資料編：「② 県立学校の取組」のとおりです。【教育指導課】

⑥ みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査【環境政策課】★2

宍道湖・中海の水質に関する理解を深め、水質浄化活動の推進を図るため、小中学生を対象とした宍道湖・中海の流入河川調査を行っており、44団体、1,674名の児童・生徒が参加しました。

⑦ 学校における3R・適正処理学習支援事業【環境政策課】

子どもたちがリサイクルに取り組む企業等に出向き、循環型社会について理解を深める学習に対して、経費の支援等を実施しました。

令和3年度実施校数 23校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

(3) 参考情報

① しまね環境アドバイザー派遣実績

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kyoiku_gakushu/kankyoadviser.html

② みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/ryunyukasen/

③ 学校における3R・適正処理学習支援事業実施学校

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kyoiku_gakushu/school3r.html

令和4年版環境白書

★1は、第5章―第1節―(2)―①の「(2)取組状況」①②と同内容です。

★2は、第1章―第3節―(2)―④、第5章―第1節―(1)―④の「(2)取組状況」②と同内容です。

《用語解説》

※1 環境アドバイザー

県内の学校、自治会、企業等が自主的に行う環境問題に関する学習会等へ派遣する講師として、知事が委嘱した者。
環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 教育指導課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(1) 学校等での環境教育の推進

④ 学校における環境保全活動の推進・顕彰

(1) 事業目的

学校における環境保全活動を推進するために取組を実施しています。

また、様々な環境保全に関し、特に顕著な功績のあった学校（団体）の表彰やモデル校の指定等、優れた取組を広く紹介します。

(2) 取組状況

① しまね出前講座の活用【環境政策課】★1

各学校では、県が実施している「しまね出前講座」（県民の要望に応じて県及び市町村職員が出向いて話や意見交換を行う）を活用した環境学習も行われています。

宍道湖・中海環境出前講座「宍道湖・中海の水環境を考える」では、身近な河川や湖の水環境の現状を話し合い、自分達にできる水質保全対策について一緒に考えてもらっており、27団体、1,132名の児童・生徒が受講しました。

② みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査【環境政策課】★2

宍道湖・中海の水質に関する理解を深め、水質浄化活動の推進を図るため、小中学生を対象とした宍道湖・中海の流入河川調査を行っており、44団体、1,674名の児童・生徒が参加しました。

③ 令和3年度における各種受賞校及び、モデル校は資料編：表1のとおりです。【環境政策課、農林水産総務課鳥獣対策室、林業課】

(3) 参考情報

みんなで調べる宍道湖・中海流入河川調査

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/shinjiko_nakaumi/ryunyukasen/

★1は、第5章－第1節－（1）－①の「(2)取組の状況」②と同内容です。

★2は、第1章－第3節－（2）－④の「(2)取組の状況」②、第5章－第1節－（1）－①の「(2)取組の状況」⑥と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 農林水産総務課鳥獣対策室 林業課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(2) 地域等での環境学習の支援

- ① 専門的な知識や豊富な経験のあるアドバイザーの派遣
- ② 自治会や公民館など地域における環境学習の支援
- ③ 事業者が行う環境学習（社内研修）の支援

(1) 事業目的

多くの県民に環境問題に関心を持ってもらい、自ら考え、課題や展望を見出し、具体的な行動に結びつけてもらうため、地域で行う環境学習や、事業者が行う社内研修などの取組を支援します。

(2) 取組状況

① しまね環境アドバイザー制度 ★1

環境の専門家を「しまね環境アドバイザー」※1として登録し、県内の学校や子供会、自治会、婦人会、企業等で行われる学習会やイベント等に派遣しました。

令和3年度 しまね環境アドバイザー 22名

派遣実績 学校 36校 自治会等 15件

② しまね出前講座 ★1

環境学習の一環として、次の出前講座を実施しました。

ア 宍道湖・中海環境出前講座「宍道湖・中海の水環境を考える」

身近な河川や湖の水環境の現状を話し合い、自分達にできる水質保全対策について考えました。

令和3年度受講実績 学校 31校 参加児童・生徒数 1,134名

イ 下水道出前講座「下水道ってな～に？」

家庭での生活排水対策の意識向上を目的として下水道のしくみや役割を実験などによりわかりやすく解説しました。

令和3年度受講実績 学校 37校 参加児童・生徒数 1,441名

しまねエコライフ推進会議事業者部会の事業等により、以下の取組を行いました。

③ エコアクション21 認証取得事業者への支援 ★2

環境マネジメントシステム「エコアクション 21」※2の認証を取得した企業及び今後取得を目指す企業に向けた、SDGsをテーマとした研修・交流会を開催しました。

④ しまねストップ温暖化宣言事業者への支援 ★2

県内の事業所に従事する社員、従業員が環境問題に取り組むため、SDGsを通して環境問題を学ぶことを目的とした社内研修の実施支援を行いました。

(3) 参考情報

① しまね環境アドバイザー派遣実績

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kyoiku_gakushu/kankyoadviser.html

② しまねエコライフ推進会議 事業者部会 ホームページ (外部サイト)

<https://www.crosstalk.or.jp/stopondanka/>

★1は、第5章－第1節－(1)－①の「(2)取組状況」①②と同内容です。

★2は、第5章－第2節－(1)－④の「(2)取組状況」②⑥と同内容です。

《用語解説》

※1 環境アドバイザー

県内の学校、自治会、企業等が自主的に行う環境問題に関する学習会等へ派遣する講師として、知事が委嘱した者。
環境に関する広範囲かつ専門的な知識や豊富な経験を有する。

※2 環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構（ISO）が定めたISO14001がある。エコアクション21は、ISO14001規格を参考に、事業者がより取り組みやすくなるよう環境省が定めた日本独自の制度である。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

① 環境活動に取り組む県内の高校生・学生などとの連携

(1) 事業目的

環境に配慮した持続可能な社会づくりに向けて、若年層による普及啓発効果や環境に関わる多様な年代の連携・交流を目指し、環境保全活動等に取り組む県内の大学のサークル等の活動を支援します。

(2) 取組状況

① しまエコユースサポーターズ

大学のサークル等、環境ボランティアを实践する団体の登録制度「しまエコユースサポーターズ」を運用し、新型コロナウイルス感染症の影響で学生生活やイベントの開催が制限される中、登録サークルに対し、主にオンラインで開催される環境セミナー等の情報提供を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

② 自然保護の担い手の確保・育成（自然保護レンジャーなど）

(1) 事業目的

島根県自然保護レンジャー制度などを推進し、県民と連携・協働しながら、自然保護活動、自然公園等の美化や適正な利用を促進します。

(2) 取組状況

① 自然保護レンジャー制度

県内の自然公園等（国立・国定・県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）においてボランティアとして動植物の保護、野外活動の指導及び情報提供などの活動に従事できる方166名を第20期島根県自然保護レンジャーとして委嘱（任期2年：令和4年度～令和6年度）し、その協力を得て自然保護の推進を図っています。

② 生物多様性自然観察会事業

地域の特性を活かした自然観察会を地域の団体へ委託して開催することにより、県民の自然環境保全への関心度の向上を図るとともに、自然保護活動で活躍する人づくりを行います。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-5347
	0852-22-6377

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

③ 自然解説や自然保護を行う人材・団体等の育成（自然観察指導員など）

(1) 事業目的

島根県自然観察指導員講習会など人材育成及びスキルアップ研修を実施し、自然観察や自然保護を行う人材等を育成します。

(2) 取組状況

① 自然観察ガイド研修会

地域に根ざした自然観察会を開催する指導者の人材育成を目的に、県内各地で開催しています。

なお、県内の自然公園等（国立・国定・県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）においてボランティアとして自然観察会の実施や保護活動を行う人材の育成を目的に、令和3年度には、5年ぶりに日本自然保護協会（NACS-J）と共に島根県自然観察指導員講習会を開催しました。

② 自然保護レンジャー研修会（主に新任者）

令和4年度新たに任命された自然保護レンジャーを中心に、救急救命法のほか自然公園や中国自然歩道の概要、レンジャー制度など基礎的な内容に関する研修会を行います。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6377

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

④ 島根県地球温暖化防止活動推進員など、地域リーダーの育成・活動支援

(1) 事業目的

地球温暖化をはじめとした環境問題に対して、県民の主体的な取組を推進するため、地域で啓発等を行うリーダーを育成し、活動を支援します。

(2) 取組状況

環境にやさしい持続可能な地域を担う人づくりとして、島根県地球温暖化防止活動推進員※1と連携した温暖化防止活動を企画・実施するとともに、推進員の個人活動に対する支援や、推進員のスキルアップを目指す研修を行いました。

環境ボランティア「しまエコユースサポーターズ」や「しまねエコライフサポーター」※2等の地域活動団体の主体的な活動を支援するとともに、研修会を開催して互いに連携・交流する活動を促進しました。

(3) 参考情報

島根県地球温暖化防止活動推進員（県HP）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/volunteer/suisinin.html>

《用語解説》

※1 島根県地球温暖化防止活動推進員

地域における地球温暖化対策の推進に関する活動を行う者として、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、知事が委嘱した者。島根県においては、「しまねエコライフサポーター」登録者のうち、研修を受講した方や、環境問題への一定の知識を持ち温暖化対策に積極的に取り組む民間の方に委嘱している。募集は隔年。

※2 しまねエコライフサポーター

環境に配慮した持続可能な社会づくりを目指し、島根県内に在住で、ボランティアで環境保全活動等に取り組む方を登録する制度。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

⑤ 環境活動に取り組む各種団体やNPOなどへの支援・連携

(1) 事業目的

島根県内で自然や環境に関わる各種団体やNPO法人などによる、環境保全・地球温暖化対策を目的とした活動を支援するため、以下の事業を実施します。

(2) 取組状況

① 環境保全活動助成金の交付

県内のNPO法人やボランティア団体が行う自主的な環境保全活動に対して、資金の一部を助成しました。

令和3年度助成件数 5件

② 人材育成・環境学習プログラムの協働実施

地域や団体のニーズに合わせた環境保全の取組を推進するために、団体や法人、学生などと協働して、防災や再生可能エネルギーの活用、SDGsの取組などについて、ワークショップによる意見交換、講演会、環境学習などを実施しました。また、イベントなどにおける教材展示など多様な活動の企画、運営、支援等を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

1. 環境に関わる人づくり

(3) 県民等の主体的な取組の推進

⑥ 環境活動に取り組む事業者との連携

(1) 事業目的

環境活動に取り組む店舗と連携し、環境に配慮した消費行動を促進します。

(2) 取組状況

① 環境にやさしい消費行動への転換促進（しまエコショップ※1）★

省エネ・省資源や環境配慮型経営等に取り組む店舗を消費者が選択できるよう、ウェブサイトの活用により、登録店舗と連携した情報発信を行いました。（令和3年度登録数 594店舗）

(3) 参考情報

しまエコショップWEBサイト

<https://shop.shima-eco.net/>

★は、第3章－第1節－(3)－①の「(2)取組状況」③、第5章－第2節－(1)－⑤の「(2)取組状況」①と同内容です。

《用語解説》

※1 しまエコショップ

環境配慮に関する取組が一定の基準を満たしているとして、「しまエコショップ登録制度」に基づき島根県が登録した店舗。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(1) 環境に配慮した行動の促進

① 国等と連携・協調した普及啓発・活動推進（地球温暖化対策、循環型社会形成）

(1) 事業目的

環境問題の解決に向けた環境政策の必要性や効果について、理解を深めていただき、環境政策や環境保全活動への参加を広げていくことを目指します。環境基本法に定められている、6月5日の「環境の日」を中心とする6月の一か月を「環境月間」として、各方面に呼びかけ、その御協力を得て「環境の日」及び「環境月間」の趣旨にふさわしい各種の取組を実施しました。

(2) 取組状況

① クールビズ（5月1日から10月31日）

冷房時の室温を28℃にしても快適に仕事ができるクールビズを呼びかけました。

② 令和3年度廃棄物適正処理対策推進事業 第1回合同パトロール（6月2日）

県内5か所 県（保健所）を中心に市町村他各関係機関の協力を得て、不法投棄の発見と防止並びに適正処理を県民に呼びかけ、広報・啓発活動を展開しました。

③ CO2削減/ライトダウンキャンペーン（6月21日から7月7日）

6月21日から7月7日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明の消灯を呼びかけました。また、6月21日（夏至）と7月7日（クールアース・デー、七夕）を特別実施日として、両日の夜8時から10時までの2時間、一斉消灯を呼びかけました。

(3) 参考情報

環境政策課HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kankyo/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(1) 環境に配慮した行動の促進

- ② 効果的な環境活動プロモーション(SNSなどとの連携、環境省や経済産業省のPRサイトも活用したポータルサイトの充実)

(1) 事業目的

環境に関する情報へのアクセスを容易にするため、SNSやホームページを使った情報発信を実施。

(2) 取組状況

① ポータルサイトの充実

- ア ホームページを更新し、環境政策に関連した情報発信を実施

(<https://www.pref.shimane.lg.jp/kankyo/>)

ページビュー数 20,685

- イ Facebookに投稿し、SNSを利用した環境活動プロモーションの実施

② 特設ウェブサイトの運営

- ア しまエコショップWEBサイト

R3年度アクセス数 ユーザー数 5,620 ページビュー数 9,839

- イ しまねグリーン製品WEBサイト

R3年3月末開設

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(1) 環境に配慮した行動の促進

③ 省エネ・省資源効果を「見える化」する診断ツール等の活用促進

(1) 事業目的

環境にやさしいライフスタイルへの転換を目指し、省エネ・省資源効果を「見える化」して、家庭における地球温暖化防止に向けた取組を推進します。

(2) 取組状況

① 家庭エコ診断（うちエコ診断※1）の実施★

環境省が進める「うちエコ診断」を用いて 対面型の診断を実施し、省エネ性能の高い家電の導入を推奨するなど、より具体的な家庭における温暖化防止の取組を推進しました。（県内のうちエコ診断実施機関による診断件数：63件）

(3) 参考情報

① うちエコ診断公式ホームページ（外部サイト）

<https://www.uchieco-shindan.jp/>

② うちエコ診断Web サービス（外部サイト）

<https://webapp.uchieco-shindan.jp/>

★は、第3章－第1節－(3)－①の「(2)取組状況」①と同内容です。

《用語解説》

※1 うちエコ診断

家電製品や自家用車などから家庭から生じるエネルギー消費について専用ソフトを用いて計算し、地域性、ライフスタイルに合わせて二酸化炭素排出量や光熱費の削減に効果的な対策を具体的に提案する診断事業。環境省が所管している

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課（主）	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(1) 環境に配慮した行動の促進

④ 環境配慮型経営の促進（研修会、経営相談など）

(1) 事業目的

エネルギーの効率的な利用による経費削減や、施設の特徴に応じた省エネルギー対策など、経営コストの削減にもつながる省エネの理解を促進し、環境配慮型経営に取り組む事業者を拡大します。

(2) 取組状況

しまねエコライフ推進会議事業者部会の事業等により、以下の取組を行いました。

① しまねストップ温暖化宣言事業者の登録★1

省エネ等の目標を独自に設定した事業者を登録しました。（登録事業者数：3,758事業者）

② しまねストップ温暖化宣言事業者への支援★2

県内の事業所に従事する社員、従業員が環境問題に取り組むため、SDGsを通して環境問題を学ぶことを目的とした社内研修の実施支援を行いました。

③ エコ経営相談の実施★1

事業者の環境に関する相談に対する助言を行いました。（相談数：264件）

④ エコアドバイザーの派遣★1

事業所設備の省エネ診断等を実施しました。（派遣数：7事業者、延べ派遣件数13件）

⑤ エコアクション21 認証取得の支援★1

環境マネジメントシステム※1「エコアクション21」の認証取得を促進するために、研修会等を開催しました。（補助件数：1件）

⑥ エコアクション21 認証取得事業者への支援★2

環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証を取得した企業及び今後取得を目指す企業に向けた、SDGsをテーマとした研修・交流会を開催しました。

※数値はいずれも令和3年度末

(3) 参考情報

しまねエコライフ推進会議 事業者部会 ホームページ

<https://www.crosstalk.or.jp/stopondanka/>

★1は、第3章－第1節－(2)－①②③④の「(2)取組状況」①～④、第5章－第3節－(1)－②の「(2)取組状況」②と同内容です。

★2は、第5章－第1節－(2)－③の「(2)取組状況」③④と同内容です。

《用語解説》

※1 環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構（ISO）が定めたISO14001がある。エコアクション21は、ISO14001規格を参考に、事業者がより取り組みやすくなるよう環境省が定めた日本独自の制度である。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(1) 環境に配慮した行動の促進

⑤ 事業者の取組についての消費者等の理解促進

(1) 事業目的

環境活動に取り組む店舗と連携し、環境に配慮した消費行動を促進します。

(2) 取組状況

① 環境にやさしい消費行動への転換促進（しまエコショップ※1）★

省エネ・省資源や環境配慮型経営等に取り組む店舗を消費者が選択できるよう、ウェブサイトの活用により、登録店舗と連携した情報発信を行いました。（令和3年度登録数 594店舗）

(3) 参考情報

しまエコショップWEBサイト

<https://shop.shimaeco.net/>

★は、第3章－第1節－(3)－①の「(2)取組状況」③、第5章－第1節－(3)－⑥の「(2)取組状況」①と同内容です。

《用語解説》

※1 しまエコショップ

環境配慮に関する取組が一定の基準を満たしているとして、「しまエコショップ登録制度」に基づき島根県が登録した店舗。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(2) オール島根での取組の推進

- ① 「しまねエコライフ推進会議」における官民の取組の共有・連携
- ③ 市町村の取組への支援（担当職員研修会、事例提供）

(1) 事業目的

世界的な環境に関わる潮流が県内全体での環境活動の実践につながるよう、社会全体で環境問題に取り組むための仕組みとして、事業者・関係団体・市町村などで構成する「しまねエコライフ推進会議」を設置しています。

また県内の市町村に温暖化対策等の先進事例の情報や研修機会を提供し、活動を支援します。

(2) 取組状況

① 市町村の取組への支援

市町村及び一部事務組合などの環境担当職員を対象として、最新の環境問題について学ぶための研修を実施。「温暖化対策」をテーマに、リモートによる講義を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

2. 社会全体での取組の推進

(2) オール島根での取組の推進

② 環境をとりまく情報の「見える化」の促進

(1) 事業目的

次の①～③の観点から、実際の「行動」に結びつくような環境をとりまく情報の「見える化」を促進する。

- ① 課題の見える化（問題の所在、それぞれで対応できることの明確化）
- ② 目標の見える化（日頃の生活や経営で取り組める具体例による提示）
- ③ 成果の見える化（数値的な緻密さより、方向性が分かることを重視）

(2) 取組状況

この計画に掲げた施策を全庁で推進するため、各部署の各課を総括する主管課長で構成する「環境管理委員会」において緊密な連携や施策の調整等を行いながら、総合的・効果的な推進を図ります。

施策ごとに評価指標（K P I）を設定し、進捗管理を行います。進捗状況や評価結果については、「島根県環境審議会」に報告し、意見等を取組の改善に活かします。

環境の状況、環境の保全に関して県が講じた措置等について、島根県環境基本条例第8条に基づき、「島根県環境白書」としてとりまとめ、毎年、公表します。

(3) 参考情報

島根県環境白書

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/kankyo_hakusyo/hakusyo.html

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(1) 自治体や企業の取組支援

- ① 地域資源を活用した経済循環の促進（市町村・経済団体への情報提供、研修会の開催など）
- ② 企業のCSR（社会貢献）活動やESG投資の促進

(1) 事業目的

企業のCSR（社会貢献）活動等の促進や、再生可能エネルギーの普及を図り、豊かな地域資源を活かした持続可能な地域づくりを推進します。

(2) 取組状況

① 自立的な分散型エネルギーシステム構築セミナー【地域政策課】

エネルギーを通じた地域内経済の好循環を目指し、自立的な分散型エネルギーシステム構築への機運を高めるため、地域新電力会社の取組等を紹介する、市町村、民間事業者向けのセミナーを開催しました。

・実績：2会場（出雲市、邑南町）

② エコ活動実践団体の募集【環境政策課】

企業や民間団体の環境活動を支援するため、海ごみゼロウイーク・環境月間及び3R推進月間において環境への取組を行う「エコ活動実践団体」の募集を行い、取組の内容をホームページ等で広報しています。

③ 県内事業者におけるSDGsや省エネなどの事業の推進【環境政策課】

しまねエコライフ推進会議事業者部会や商工団体などを通じて、県内の事業者におけるSDGs・省エネなどの事業を推進するための支援を行いました。

ア しまねストップ温暖化宣言事業者の登録★

省エネ等の目標を独自に設定した事業者を登録しました。（登録事業者数：3,758事業者）

イ エコ経営相談の実施★

事業者の環境に関する相談に対する助言を行いました。（相談数：264件）

ウ エコアドバイザーの派遣★

事業所設備の省エネ診断等を実施しました。（派遣数：7事業者、延べ派遣件数13件）

エ エコアクション21認証取得の支援★

環境マネジメントシステム※1「エコアクション21」の認証取得を促進するために、研修会等を開催しました。（補助件数：1件）

※数値はいずれも令和3年度末

(3) 参考情報

① 再生可能エネルギーの利活用情報

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/energy/energy/saisei/>

② しまエコ活動実践団体の募集について（県HP）

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/shimaeco_jissen/cleanup.html

★は、第3章－第1節－(2)－①②③④の「(2)取組状況」①②③④、第5章－第2節－(1)－④の「(2)取組状況」①③④⑤と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 地域政策課	0852-22-6379

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(1) 自治体や企業の実施支援

③ 循環型社会などを目指した環境対策ビジネスの促進（技術支援、融資制度など）

(1) 事業目的

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量を促進し、これによって産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化を図ることを目的に、県内事業者等が行う研究開発を支援するとともに、島根県産業技術センター等の公設試験研究機関においてその技術に関する基礎研究を行い、県内事業者等の活動を支援しています。★

また、事業活動に伴う公害を防止し、環境への負荷を低減することは事業者にとっての責務ではありますが、この設備投資は生産性を高めるものが少ない非収益性投資であるため、特に資力が少ない中小企業者にとっては、これらの設備の設置が難しい場合が多いと考えられます。そのため県では、低利な融資制度として、「まち・ひと・しごと創生資金（環境対応枠）」等を設け環境保全施設の整備促進を図っています。

(2) 取組状況

① 資源循環型技術補助事業【産業振興課】★

令和3年度において、以下のとおり県内事業者等が行う研究開発を支援しました。

- ア 粘土原料の水分制御による廃棄瓦の発生抑制（令和2年度より継続）
- イ 酒粕、酒造白糠で製麹した麹の製造法の研究（令和2年度より継続）

② 資源循環型技術基礎研究実施事業【産業振興課】★

令和3年度において、以下のとおり公設試験研究機関において基礎研究が行われました。

- ア 陰イオン吸着材の最適化による鉍さい中のフッ素の固定化
- イ 食品加工で生じる廃棄物の減量化及び高付加価値化
- ウ ハイドロキシアパタイトによる鉍さい中のフッ素の不溶化
- エ 農産未利用資源および食品製造副産物の活用技術開発

③ まち・ひと・しごと創生資金（環境対応枠）は、令和3年度は利用がありませんでした。【中小企業課】

(3) 参考情報

島根県まち・ひと・しごと創生資金

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/yuushi/kankyou.html>

★は、第4章—第1節—(3)—①と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 産業振興課 中小企業課	0852-22-6019

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(2) 豊かな自然環境を活用した地域づくり

① 豊かな自然を活用した地域振興や観光振興 [第1章-2参照]

(1) 事業目的

豊かな自然環境を活用し、地域振興や観光振興を実施することにより、持続可能な地域づくりを推進します。

(2) 取組状況

① 自然公園の魅力アップ事業

自然保護活動や自然観察会などに取り組む団体に対して、簡易な環境整備等を委託し、今後の県内自然公園等への誘客を図りました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-6516

令和4版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(2) 豊かな自然環境を活用した地域づくり

② 森・里・川・海の多面的機能の維持と、地域資源としての活用 [第1章-3参照]

(1) 事業目的

人口減少が進む中、森・里・川・海の多面的機能の維持と地域資源の活用を行い、持続可能な地域づくりを推進します。

(2) 取組状況

① 自然公園の魅力アップ事業

県内自然公園等の利用者が安全・安心・快適に利用出来るように、簡易な施設の整備等を県から民間団体へ委託することにより地域資源の活用を図り、持続可能な地域づくりを図っています。

② 生物多様性自然観察会事業

地域の特性を活かした自然観察会を地域の団体へ委託して開催することにより、県民の自然環境保全への関心度の向上を図るとともに、地域資源の活用を図ります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-5347

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(3) 環境影響への配慮

② 島根県土地利用基本計画に基づく適切な土地利用の促進

(1) 事業目的

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図っていくことが必要です。

県としては、「島根県国土利用計画」、「島根県土地利用基本計画」、「島根県土地利用対策要綱」などに基づいた規制や届出、協議等の制度を活用し、適切な土地利用の促進を図ります。

(2) 取組状況

① 島根県土地利用基本計画

島根県土地利用基本計画は、国土利用計画法※1に基づく土地取引及び開発行為の規制等を実施するための基本となる計画であり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域区分並びに土地利用の調整等について定めています。

令和3年度は、このうち森林地域の面積が22ha縮小となりました。

② 土地取引等届出制度

国土利用計画法では、一定面積※2以上の土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は、知事に届け出なければならないこととなっています。(土地の所在する市町村経由)

知事は、届出があった場合において、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の公表されている土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができます。

令和3年まで10年間の届出件数は資料編：表1のとおりで、勧告の実績はありません。

(3) 参考情報

※2 届出対象となる「一定面積」

- ① 市街化区域：2,000㎡以上
- ② ①を除く都市計画区域：5,000㎡以上
- ③ 都市計画区域以外：10,000㎡以上

《用語解説》

※1 国土利用計画法

国土利用計画法は、国土利用計画の策定について定めるとともに、土地利用計画の策定、土地取引の規制に関する措

置、その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図るための法律です。

土地利用を調整するための措置として、土地利用基本計画、土地取引規制、遊休土地制度の3つの制度が規定されています。

このうち土地利用基本計画は、都道府県の区域を対象として、当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整する、土地利用に関するマスタープランです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 用地対策課	0852-22-5896